阿見町子ども・子育て支援事業計画

~いきいき子育ち 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見~ (平成 27~31 年度)



平成 27 年 3 月 阿見町

はじめに

核家族化の進展や共働き世帯の増加、さらには、地域とのつながりの希薄化など子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。国では、新たな支え合いの仕組みを構築するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」を本格施行することとなりました。



「子ども・子育て支援新制度」は、市町村が実施主体となり、子育て支援施策を計画的に実施することとされており、「子ども・子育て支援法」の規定により計画策定が義務付けられております。

こうした中、本町では、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、 平成27年度から平成31年度までを計画期間とした「阿見町子ども・子育て 支援事業計画」を策定しました。本町における子育て支援施策につきましては、 これまで「次世代育成支援対策行動計画」に基づき、事業の推進を図ってきた ところですが、その行動計画の計画期間が満了となることから、当計画にその 内容を引き継ぎ、一体的な計画として策定いたしました。

現在、子どもや子育てをめぐる問題が多く存在し、仕事と子育ての両立支援 や多様なライフスタイルに対応した子育て支援は、本町においても大きな課題 となっております。

本計画では、「いきいき子育ち 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見」を基本理念に掲げ、子どもの利益を最大限に尊重し、子どもたちが健 やかに心豊かに成長できるよう、地域全体で子育て家庭を支え合うことができるまちづくりを目指してまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力を 賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご協力をいただいた「阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議」委員の皆様をはじめ、「子育て支援に関するニーズ調査」や「パブリックコメント」などを通して貴重なご意見・ご提言をいただきました町民の皆様に心より御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

阿見町長 天田 富习男

~ 目 次 ~

第 1	章	討	- 迪	第	定	E (:	- <i>t</i> .	5 t:	: 0	7														٠.		 	٠.		1
1.	. 計	画	策	定	の	趣	旨																			 			1
2	. 計	画	の	位	置	づ	け	۲	期	間																 			2
3	. 計	画	の	策	定	体	制																			 			3
第 2	章	ߤ.] 見	」町	σ,) 子	ع -	: ŧ	, -	家	泛	E O	瑪	!	.											 			5
1.	. 人	П	の	状	況	-																				 			5
2	. 世	帯	の	状	況	-																				 			7
3 .	. 婚	姻		出	生	等	の	状	況																	 			8
4	. 就	業	の	状	況	-																				 		1	1
5	. 人	П	推	計																						 		1	2
6	. 保	育	所	•	幼	稚	袁	•	小	学	校	等	の	状	況											 		1	4
7	. =	_	ズ	調	査	の	状	況																		 		1	9
8	. 次	世	代	育	成	支	援	対	策	行	動	計	画	(後	期	計	画)	の	実	施	状	況		 		3	5
9	. 子	ど	ŧ	•	子	育	て	に	関	す	る	課	題	ځ	方	向	性									 		3	9
第 3	章	計	一直	Īσ	基	基本	的	うな	: 考	え	_ た	ī.														 		4	1
	章 . 子																												
	. 子		ŧ	•	子	育	て	支	援	法	に	基	づ	<	基	本	指	針								 		4	1
1 . 2 .	. 子	ど 本	も 理	· 念	子 ···	育 	て 	支	援 	法 ···	ات 	基	づ 	< 	基 	本	指 	針 ··								 		4 4	1 2
1 . 2 .	. 子 . 基	ど 本	も 理	· 念	子 ···	育 	て 	支	援 	法 ···	ات 	基	づ 	< 	基 	本	指 	針 ··								 		4 4	1
1 . 2 .	. 子 . 基 . 基	ど本本	も理目	· 念 標	子 ···	育 	て 	支 	援 	法 	ات 	基 	づ 	< 	基 	本 	指 	針 								 		4 4 4	1 2 3
1 2 3 第 4	. 子 . 基 . 基	ど本本教	も理目で育	念標	子	育	て 	支 	援 	法	に 	基	づ ; け	く 	基	本 	指	針 	 		··· ···) 方	··· ···	 		4 4 4	1 2 3
1 2 3 第 4	· 子 基 · 基 · 章	ど本本 教育	も理目の育・	・念標・保	子.. 保育	育	て	支	接 ・・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・・ ・	法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	にいたに設	基	づ ; け	く 	基	本 	指	針 J. 边	 		··· ··· : 確) 方	··· ···	 		4 4 4 4	1 2 3 5 5 5
1 2 3 第 4		ど本本 教育	も理目でです。	· 念標 保保	子、、保育育	育、、育提施	て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	援 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	にこれに設見	基・・・・お定込	づ み	く	基 量 び	本・・・・・の・・確	指	針	 方	····································	··· ··· ···	 	 	 	··· ·· · · · ·			4 4 4 4 4	1 2 3 5 6
1。 2。 3。 第 4 1。 2.		ど本本 教育育	も理目でです。	· 念標 保保	子、、保育育	育、、育提施	て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	援 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	にこれに設見	基・・・・お定込	づ み	く	基 量 び	本・・・・・の・・確	指	針	 方	····································	··· ··· ···	 	 	 	··· ·· · · · ·			4 4 4 4 4	1 2 3 5 6
1。 2。 3。 第 4 1。 2.	章	ど本本 教育育域	も理目 育・・子	・念標・保保ど	子 保育育も	育、、育提施・	て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支・・・・供区の育	援・・・・区域量で	法・・・・ 域のの支	に・・・に設見援	基・・・・お定込事	づ ・・・・け ・・み 業	く・・・・る・・及の	基・・・・量・び量	本・・・・の・確の	指... 見..保 見	針・・・・・ジ・・の込		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····································	·····································	 の 保	 か の				4 4 4 4 5	1 2 3 5 6 0
1 2 3 第 4 1 2 3	章	ど本本 教育育域 子	も理目 育・・子 ど	念標 保保ど も	子 保育育も	育、、、育提施・・子	て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支 供区の育 て	援	法・・・・ 域のの支 援	に	基・・・お定込事・策	づ	く・・・・る・・及の 原	基・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	本・・・・の・・確の・・・・	指	針・・・・ジ・・の込・・				·····································	 (A) (保)	 か の				4 4 4 4 4 5	1 2 3 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6
1 2 3 第 4 1 2 3 第 基	章 章 章	ど本本 教育育域 子標	も理目 育・・子 ど1	・念標 保保ど も	子 保育育も す	育	て	支	援	法・・・・ 域のの支 援育	に に に設見援 旅て	基・・・・お定込事・策家	づ ・・・ け・み業 の庭	く・・・・る・・及の 展を	基・・・・量・び量・購支	本 ・・・・の・確の うえ	指 ・・・・ 見 ・・ 保 見 ・・ る	針・・・・・ジ・・の込・・・・			 : 確 び	·····································		 の 				4 4 4 4 5 6 6	1 2 3 5 6 0
1 2 3 第 4 2 3 第 基 基	... 章 .. 章本子基基 教教地 盲	ど本本 教育育域 子標標	も理目 育・・子 ど12	・念標 保保ど も	子 、 保育育も す人	育	て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	支 供区の育 てのい	援	法・・・・ 域のの支 援育ち	に・・・ に設見援 一旅て、	基 ・・・ お定込事・策家健	づ ・・・け ・み業 の庭康	く	基・・・・量・び量・購支守	本・・・の・確の こえる	指 ・・・・ 見 ・・ 保 見 ・・ る ・・	針	・・・・・ み・・ 方み・・・・・	・・・・ と ・ 策 及 ・・・・		確		 の 				4 4 4 4 5 6 6 7	1 2 3 5 5 6 0 5 5 3

第6章 計画の推進に向けて	 8 9
1. 推進体制の充実	 8 9
2. 計画の進行管理	 9 0
3. 教育・保育の一体的提供と体制の確保	 9 2
資料編	 9 3
1. 計画策定の経過	 9 3
2. 阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議設置規則	 9 4
3. 委員名簿	 9 6

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国では、少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化が 指摘されています。子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを生み、育てること のできる社会の実現は社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法*が制定されました。これらの法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートするにあたり、市町村は幼児期の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

本町では、平成 21年度に「阿見町次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」を策定し、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子ども達が健やかに成長できるよう、魅力あるまちづくりを進めてきました。

しかしながら、依然として子どもや子育てをめぐる環境の現実は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくありません。また、主要都市を中心とした保育所(園)における待機児童の解消が喫緊の課題となっており、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

さらに、未婚化・非婚化・晩婚化の進行や若い世代の所得の伸び悩みなど、希望しても妊娠・出産・ 子育てに結実しない現状が少子化をより深刻化させており、ライフステージの各段階に応じたきめ細か な支援が求められております。

こうした状況を踏まえ、本町では、「子ども・子育て支援新制度」の施行に適切に対応し、子ども・ 子育てを取り巻く諸課題に積極的に取り組むとともに、幼稚園・保育所(園)における教育・保育・子育 て支援の総合的かつ一体的な提供により、本町の子どもたちの幼児期における健やかな育成を図ってい くため、本計画において、本町の子ども・子育て支援の取り組みについて定めます。

[※]子ども・子育て関連3法:平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

2. 計画の位置づけと期間

(1)計画の位置づけ

①子ども・子育て支援法に基づく計画

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「阿見町子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

②次世代育成支援対策推進法に配慮した計画

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「阿見町次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」の内容を引き継ぎ、町が取り組むべき子育て支援の基本目標や方向性を定めるものです。

③阿見町第6次総合計画を上位計画とする町の子ども・子育て支援事業計画

本計画は、「阿見町第6次総合計画」を最上位計画とし、「阿見町地域福祉計画」、「障害者基本計画・障害福祉計画―あみ・あい・ぷらんー」、「あみ健康づくりプラン21」、「阿見町教育振興基本計画」などの計画との整合を図ります。

(2)計画の期間

本計画は、新制度が本格的にスタートする平成 27 年度を初年度として、平成 31 年度までの5年間の計画とします。また、毎年、計画の進捗状況を把握し、必要に応じ計画の見直しを図ります。

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
次世	 代育成支援	 阿見町 対策行動計	画(後期計	·画)					
					阿.	見町 子ども	も・子育て	支援事業計	·画

3. 計画の策定体制

本計画は、阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議を中心とした審議、保護者へのニーズ調査などによる子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

(1) 阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議

子ども・子育て支援法第77条に基づく子ども・子育て会議の役割を担う機関です。保護者、 子ども・子育て支援事業者などで構成しています。

(2) ニーズ調査の実施

本計画の策定にあたって、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

(3) パブリックコメントによる意見公募

公共施設及びホームページにおいて計画案を公表し、意見を収集しました。



第2章

阿見町の子ども・家庭の現状



阿見町の子ども・家庭の現状

1. 人口の状況

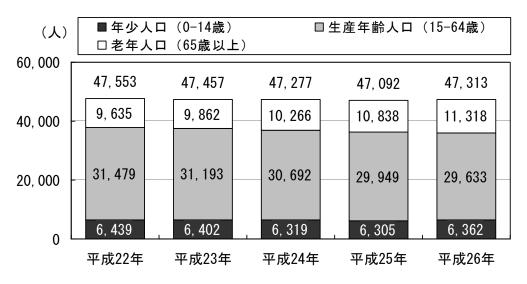
(1)人口の推移

本町の総人口をみると、平成26年4月1日現在は47,313人となっています。

また、年齢3区分人口構成比の推移をみると、老年人口の割合が増加する一方で年少人口、生産年齢人口の割合は減少しており、いわゆる少子高齢化が進展している状況が分かります。

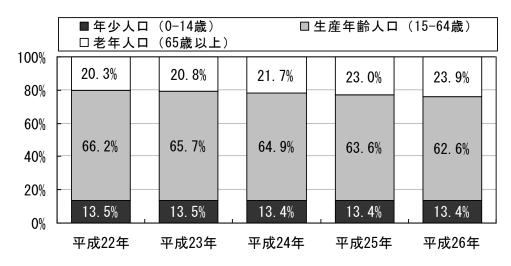
しかし、平成 25 年から 26 年にかけては総人口が増加し、生産年齢人口は減少しているものの、年少人口はわずかながら増加しています。

〇人口の推移



資料:住民基本台帳、外国人を含む(各年4月1日)

〇年齢3区分人口構成比



資料:住民基本台帳、外国人を含む(各年4月1日)

(2)年少人口の推移

本町の年少人口は、平成26年4月現在で6,362人となっています。このうち、0~5歳(就学前 児童) は 2,409 人、6~11 歳 (小学生) は 2,566 人、12~14 歳 (中学生) は 1,387 人となって います。

〇年少人口の推移 8,000 人 ■ 14歳 □13歳 7, 000 6, 439 6, 402 6, 362 6, 319 6, 305 □12歳 ■ 11歳 6,000 ☑ 10歳 ■ 9歳 5,000 ■8歳 □7歳 4,000 □6歳 3,000 □ 5歳 □ 4歳 2,000 ■ 3歳 ■ 2歳 1,000 □ 1歳 □Ο歳 平成22年 平成23年 平成24年 平成25年 平成26年

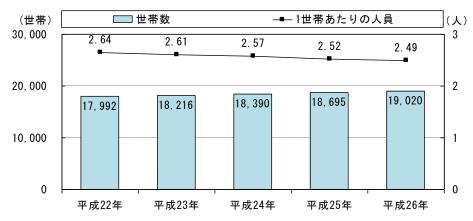
資料:住民基本台帳、外国人含む(各年4月1日)



2. 世帯の状況

住民基本台帳による本町の世帯数をみると、平成 26 年4月1日現在 19,020 世帯となっています。 また、世帯数は微増傾向にありますが、一世帯当たり人員は減少しています。

〇世帯数と1世帯当たりの人員の推移



資料:住民基本台帳、外国人を含む(各年4月1日)

国勢調査による本町の世帯別の状況では、一般世帯数は増加しており、平成 22 年では 17,945 世帯となっています。世帯の種類別でみると核家族世帯が親族世帯に占める割合は増加しており、核家族化が進んでいることがうかがえます。

また、18歳未満親族がいる母子・父子世帯数、およびその構成比ともに増加しています。

〇世帯別の状況

単位:世帯

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
一般世帯数	16, 018	17, 417	17, 945
親族世帯数	11, 952	12, 500	12, 759
核家族世帯数	9, 234	9, 845	10, 354
親族世帯に占める割合	77. 3%	78. 8%	81. 2%
その他の親族世帯数	2, 718	2, 655	2, 405
親族世帯に占める割合	22. 7%	21. 2%	18. 8%
非親族世帯数	79	103	186
単独世帯数	3, 987	4, 814	4, 990
(再掲)母子世帯数	205	257	285
親族世帯に占める割合	1. 7%	2. 1%	2. 2%
18 歳未満親族がいる母子世帯	187	245	271
親族世帯に占める割合	1. 6%	2.0%	2. 1%
(再掲)父子世帯数	29	47	45
親族世帯に占める割合	0. 2%	0.4%	0. 4%
18 歳未満親族がいる父子世帯	26	43	39
親族世帯に占める割合	0. 2%	0.3%	0.3%

資料:国勢調査 (H22 年度については、一般世帯数合計に誤差あり)

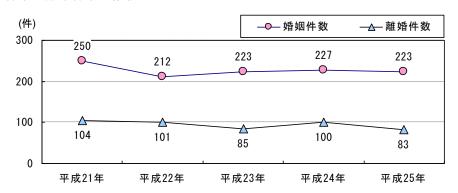
3. 婚姻、出生等の状況

(1) 婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、平成 25 年では 223 件となっています。離婚件数は、平成 25 年では 83 件となっています。

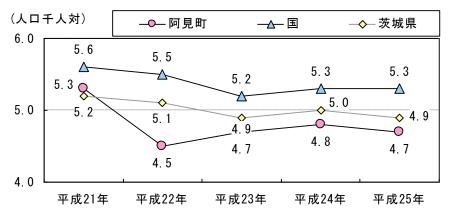
また、本町の婚姻率は、全国、茨城県を下回っており、平成25年では、4.7となっています。離婚率では全国、茨城県を上回っていましたが、平成25年では1.77と同程度となっています。

〇婚姻件数・離婚件数の推移



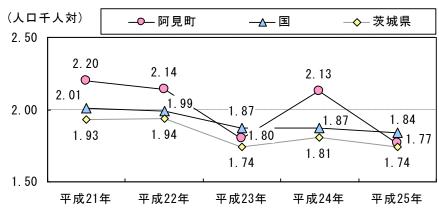
資料:茨城県人口動態統計

○婚姻率の推移



資料:茨城県人口動態統計

○離婚率の推移

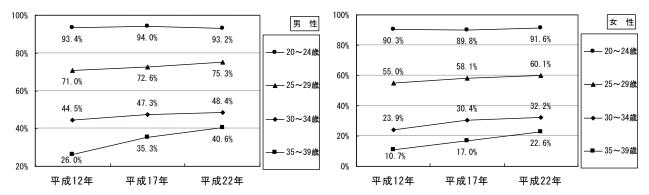


資料:茨城県人口動態統計

(2) 未婚率の推移

本町の未婚率では、男女ともに上昇傾向にあることがうかがえます。 男女ともに、「35~39歳」の未婚率の上昇が顕著となっています。

〇未婚率の推移

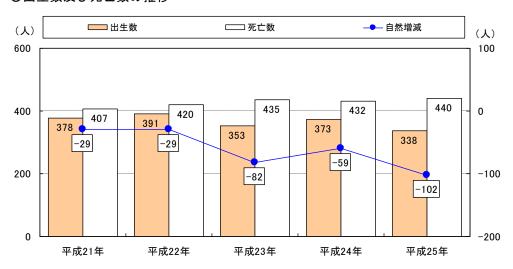


資料:国勢調査

(3) 自然動態の推移

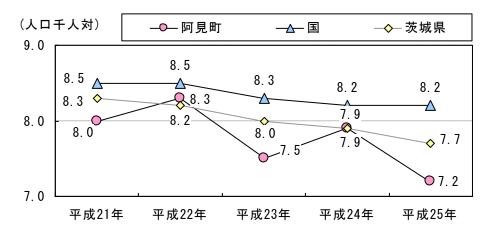
本町の出生数及び死亡数の推移をみると、出生数が減少している一方で、死亡数が増加しているため自然動態は減少しています。また、本町の出生率は全国、茨城県の数値を下回って推移しており、平成 25 では 7.2 となっています。死亡率は、平成 25 年は 9.4 となっており、出生率と同様に、全国、茨城県を下回っています。

〇出生数及び死亡数の推移



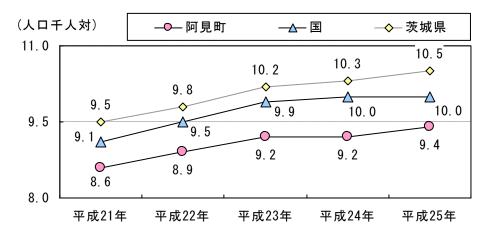
資料:茨城県人口動態統計

〇出生率の推移



資料:茨城県人口動態統計

〇死亡率の推移



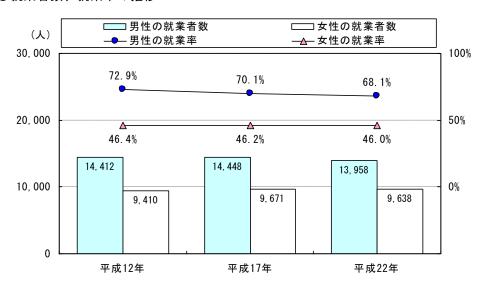
資料:茨城県人口動態統計

4. 就業の状況

本町の就業者数、就業率は、男女ともに減少しています。

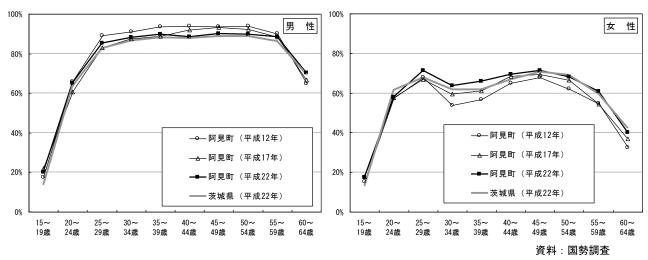
また、年齢別の就業率をみると、男性の就業率では 25~59 歳は8割以上を保っています。女性では 30 代前後を機に減少し、40 歳を超えると就業率は再び高くなる「M字曲線」を示しており、30 代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が高くなっているものと考えられます。しかし、平成 22 年の女性の年齢別の就業率では、「M字曲線」が浅くなっています。

〇就業者数、就業率の推移



資料:国勢調査

〇年齢別の就業率の推移

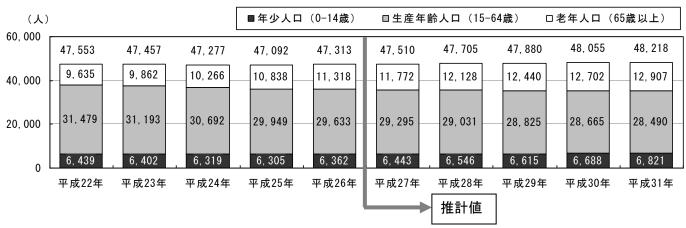


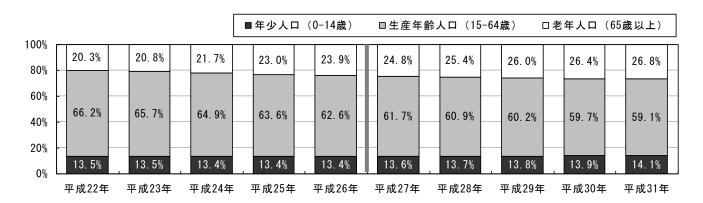
5. 人口推計

(1)人口推計

人口推計は、平成 22 年から平成 26 年の住民基本台帳人口(各年 4 月 1 日)をもとに、人口推計を行っています。その結果、総人口は平成 31 年には 48,218 人となると推計しています。

〇人口推計の推移



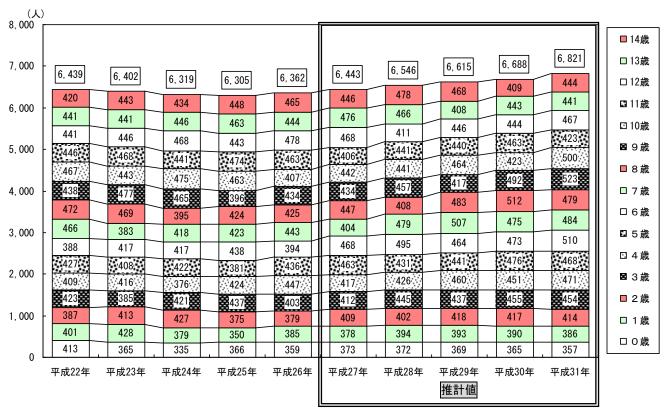


資料: 平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人含む実績値(各年4月1日) 平成27年以降はコーホート変化率法*による推計値 ※端数処理上合計が100%にならない箇所があります。

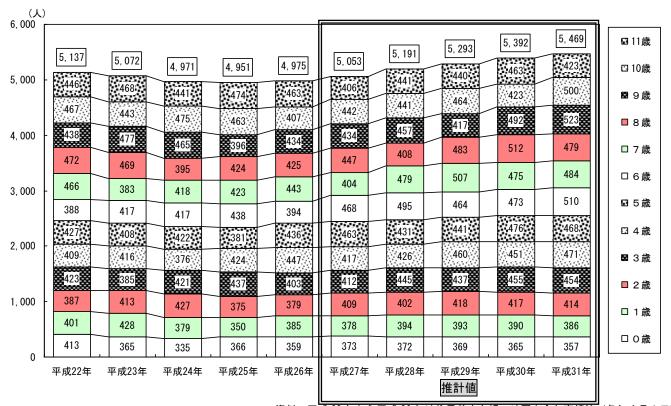
^{**}コーホート変化率法:コーホート(同年(または同期間)に出生した集団)ごとの5年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する方法。0歳の子ども人口は、25~44歳女性人口との比率により推計。

(2) 将来の年少人口の推移

本町における将来の年少人口の推移は、平成31年には6,821人となると推計しています。 また、本計画の対象となる0~11歳は平成31年には5,469人となると推計しています。 〇将来の年少人口の推移



〇上記のうち本計画の対象となる、0~11歳の推移



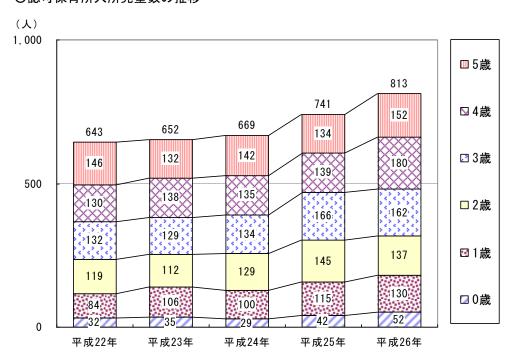
資料: 平成 22 年から平成 26 年は住民基本台帳、外国人含む実績値 (各年 4 月 1 日) 平成 27 年以降はコーホート変化率法による推計値

6. 保育所・幼稚園・小学校等の状況

(1) 認可保育所入所児童数の推移

本町における認可保育所数は平成 26 年 4 月現在、7か所となっています。また、本町の認可保育 所入所児童数をみると、平成 26 年 4 月現在で 813 人となっています。

○認可保育所入所児童数の推移



資料:児童福祉課(各年4月現在)

〇保育所年度別入所状況(各年4月現在)

単位:人

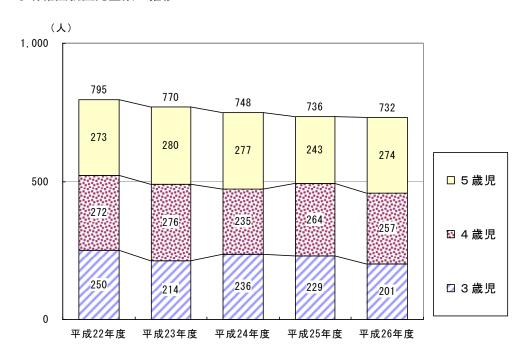
	園数	定員	O歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	入所率
平成 22 年度	6	600	32	84	119	132	130	146	643	107. 2%
平成 23 年度	6	615	35	106	112	129	138	132	652	106. 0%
平成 24 年度	6	615	29	100	129	134	135	142	669	108. 8%
平成 25 年度	7	765	42	115	145	166	139	134	741	96. 9%
平成 26 年度	7	765	52	130	137	162	180	152	813	106. 3%

資料:児童福祉課

(2) 幼稚園就園児童数の推移

本町における幼稚園数は平成26年5月現在、4か所となっています。また、本町の幼稚園就園児 童数は、平成26年5月現在で732人となっています。

〇幼稚園就園児童数の推移



資料:学校基本調査(各年5月1日)

〇幼稚園別入園状況(各年5月1日)

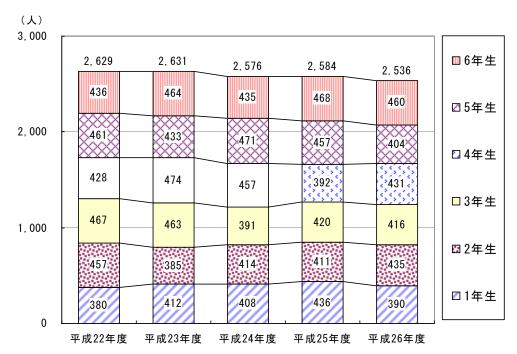
〇幼稚園別入園状況(各年5月1日) 単位:人										
	園数	合計								
平成 22 年度	4	250	272	273	795					
平成 23 年度	4	214	276	280	770					
平成 24 年度	4	236	235	277	748					
平成 25 年度	4	229	264	243	736					
平成 26 年度	4	201	257	274	732					

資料:学校基本調査

(3) 小学生児童数の推移

本町における小学校数は平成 26 年5月現在8校となっています。また、本町の小学生児童数をみると、平成 26 年5月現在で 2,536 人となっています。

〇小学生児童数の推移



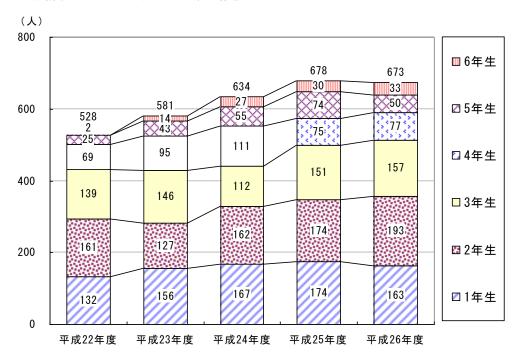
資料:学校基本調査(各年5月1日)



(4) 放課後児童クラブ利用児童数の推移

本町における放課後児童クラブ数は平成 26 年5月現在、14 か所となっています。また、本町の放課後児童クラブ利用児童数は、平成 26 年5月現在で 673 人となっています。

〇放課後児童クラブ利用児童数の推移



資料:児童館(各年5月1日)

〇放課後児童クラブ利用児童数(各年5月1日)

単位:人

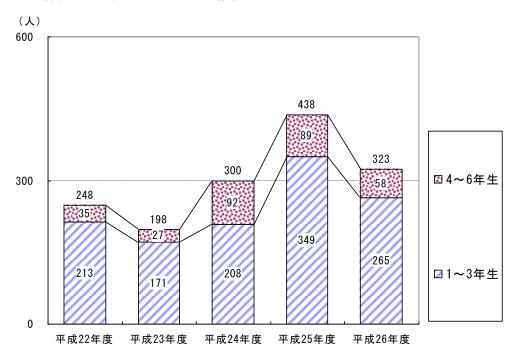
	クラブ数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	合計
平成 22 年度	12	132	161	139	69	25	2	528
平成 23 年度	12	156	127	146	95	43	14	581
平成 24 年度	12	167	162	112	111	55	27	634
平成 25 年度	14	174	174	151	75	74	30	678
平成 26 年度	14	163	193	157	77	50	33	673

資料:児童館(各年5月1日)

(5) 放課後子ども教室利用児童数の推移

本町における放課後子ども教室実施学校数は平成 26 年5月現在、8か所となり、すべての学校で実施しています。また、本町の放課後子ども教室利用児童数は、平成 26 年5月現在で 323 人となっています。

〇放課後子ども教室利用児童数の推移



資料:児童館(各年5月1日)

〇放課後子ども教室利用児童数(各年5月1日)

<u> </u>	_	
H 47		
単位	<u>u</u> .	\sim

	教室数	1~3 年生	4~6 年生	合計
平成 22 年度	2	213	35	248
平成 23 年度	2	171	27	198
平成 24 年度	4	208	92	300
平成 25 年度	8	349	89	438
平成 26 年度	8	265	58	323

資料:児童館(各年5月1日)

7. ニーズ調査の状況

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、計画策定の資料として、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に、ニーズ調査を実施しました。

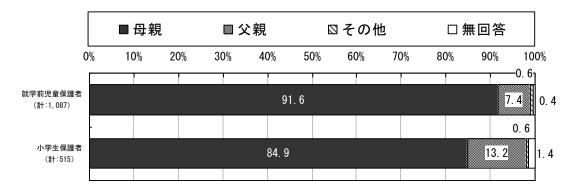
■調査実施日:平成 26 年 1 月 20 日~平成 26 年 1 月 31 日

対象者	配布数	回収数	回収率(%)
就学前児童保護者	1,978人	1,087件	55.0%
小学生保護者	1,316人	515件	39.1%

(1) 保護者の状況

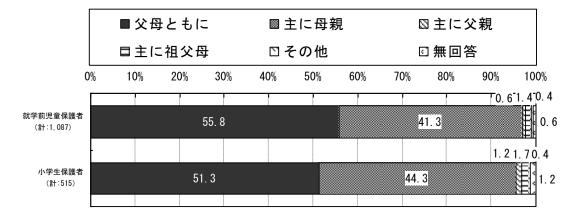
① アンケートの回答者について

アンケートの回答者では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「母親」が回答の大半を占めています。



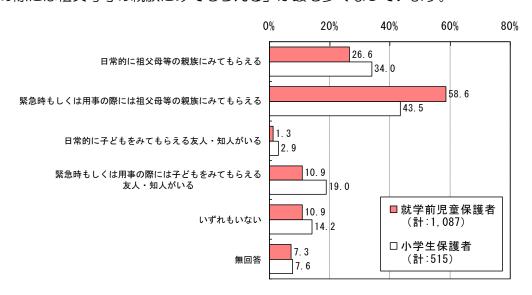
② 主に子育て(教育を含む)を行っている人

主に子育て(教育を含む)を行っている人では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに、「父母ともに」が5割、「主に母親」が4割を占めています。



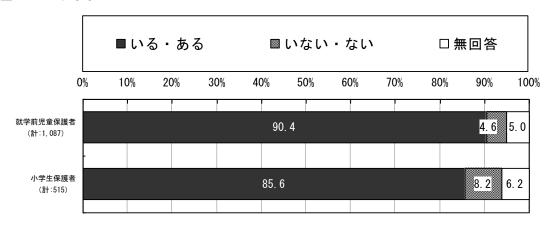
③ 日頃子どもをみてもらえる親族・知人の状況

子どもをみてもらえる親族・知人の状況では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も多くなっています。



④ 気軽に相談できる人・場所の有無

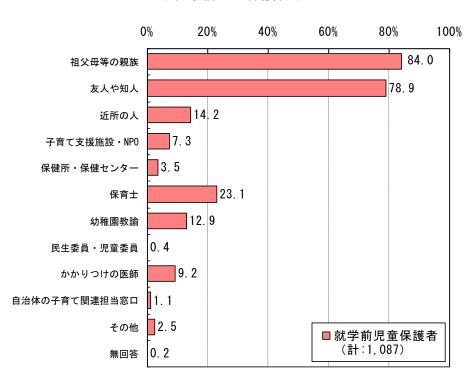
気軽に相談できる人・場所の有無では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「いる・ある」が9割程度となっています。また、「いない・ない」は、小学生保護者の回答が就学前児童保護者の回答を若干上回っています。

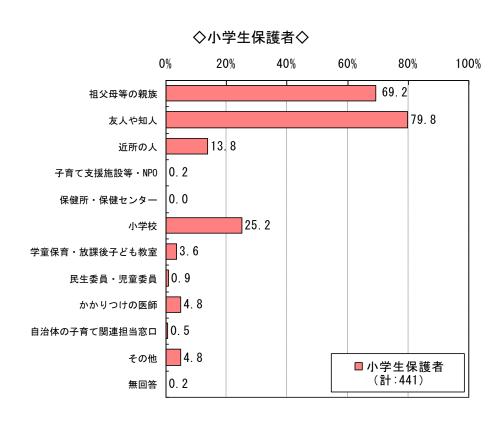


4-1 気軽に相談できる先について

気軽に相談できる先については、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」が回答の大半を占めています。

◇就学前児童保護者◇



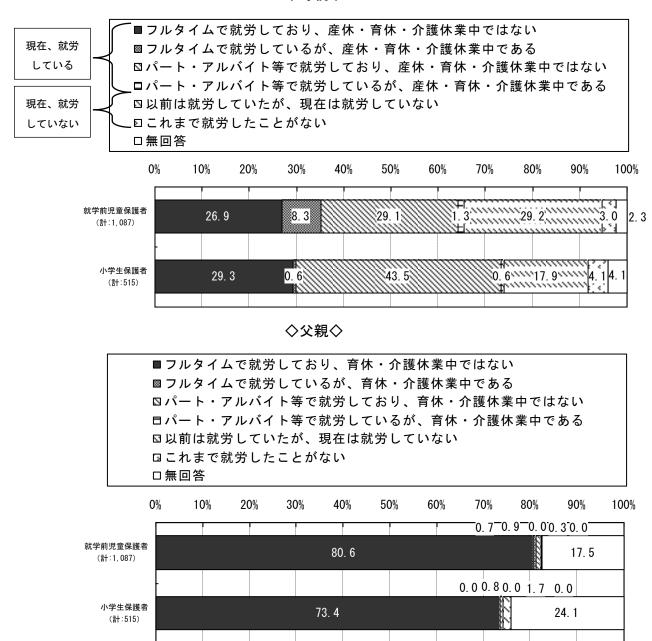


⑤ 保護者の就労状況について

母親の就労状況については、就学前児童保護者では、「以前は就労していたが現在は就労していない」 が最も多く、小学生保護者では現在就労している方が多くなっています。

父親では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護 休業中ではない」が回答の大半を占めています。

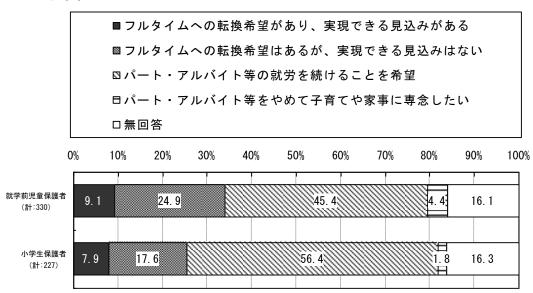
◇母親◇



⑤-1 母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望の状況

母親のパートやアルバイトからのフルタイムへの転換希望については、就学前児童保護者では小学生 保護者に比べ、フルタイムへの転換希望が多くなっています。

また、小学生保護者では「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が就学前児童保護者より多くなっています。

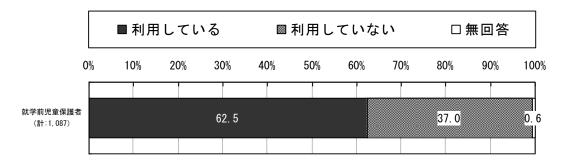


(2) 平日の定期的な教育・保育事業について

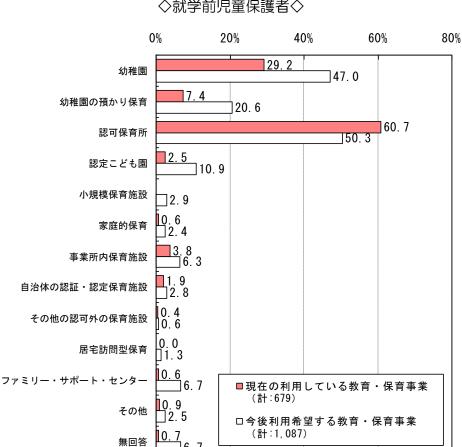
「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚 園や保育所、認定こども園などです。

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、「利用している」が 62.5%、「利用していない」が 37.0%となっています。



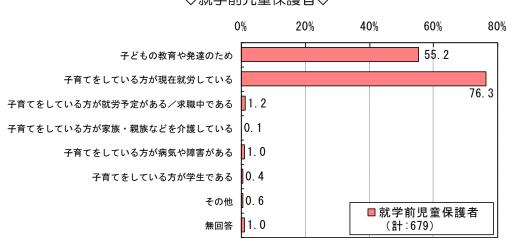
②現在利用している平日の定期的な教育・保育事業と今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事業 現在利用している平日の定期的な教育・保育事業、今後利用を希望する平日の定期的な教育・保育事 業ともに、「認可保育所」が最も多く、次いで「幼稚園」が多く、概ね現状の利用状況と希望が一致す る傾向となっています。



◇就学前児童保護者◇

②-1 平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由

平日の定期的な教育・保育事業を利用している理由については、「子育てをしている方が現在就労し ている」が76.3%と最も多く、次いで「子どもの教育や発達のため」が55.2%となっています。



◇就学前児童保護者◇

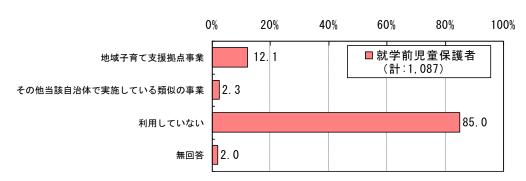
16.7

(3) 子育て支援拠点事業や町の子育て支援事業について

① 地域の子育て支援事業の利用状況

「地域子育て支援拠点事業」の利用は 12.1%となっています。また、85.0%が「利用していない」と回答しています。

◇就学前児童保護者◇

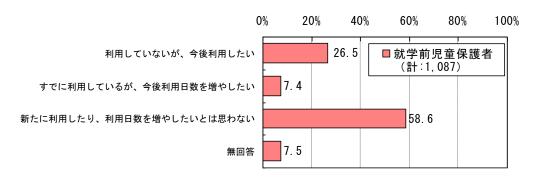


①-1 地域の子育て支援事業の今後の利用希望

地域の子育て支援事業の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」が 26.5%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が 7.4%となっており、利用希望については3割の回答があります。

また、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が58.6%となっています。

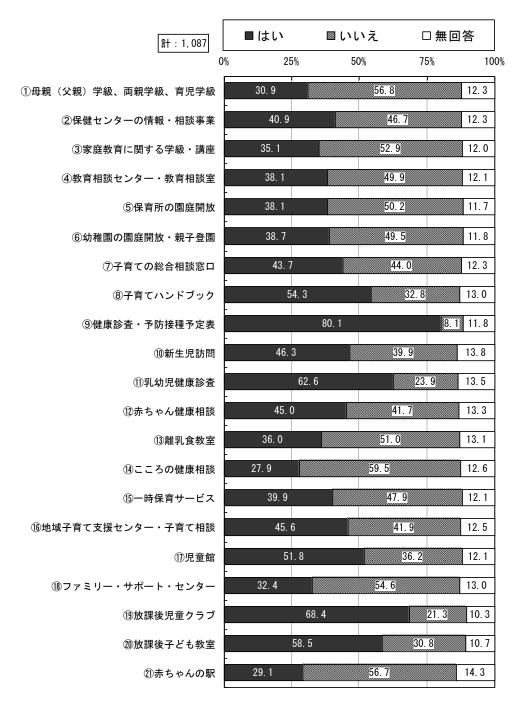
◇就学前児童保護者◇



② 町の子育て支援事業の今後の利用意向

子育て支援事業の利用意向は、「⑨健康診査・予防接種予定表」、「⑩放課後児童クラブ」、「⑪乳幼児健康診査」などで利用意向が6割以上を占めています。

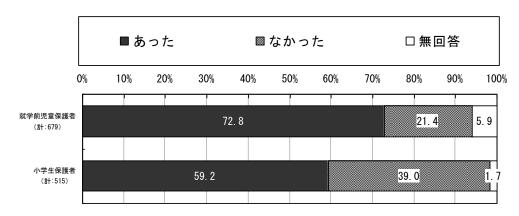
◇就学前児童保護者◇



(4) 不定期の教育・保育事業の利用について

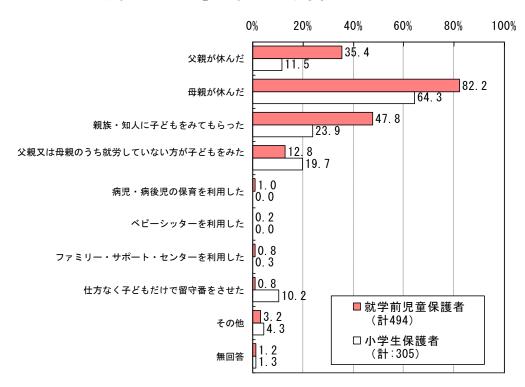
① 病気の際の対応

子どもが病気やけが等で教育・保育事業を利用できない、または学校を休まなければならなかったことが「あった」と回答した割合は、就学前児童保護者では7割、小学生保護者では6割となっています。



①-1 病気の際の対応方法

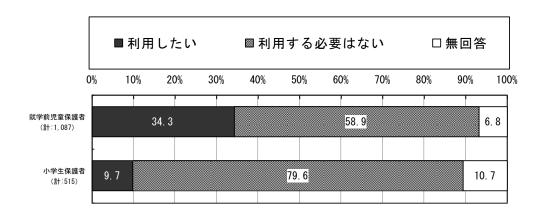
病気の際の対応方法は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「母親が休んだ」が最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」となっています。



第2章 阿見町の子ども・家庭の現状

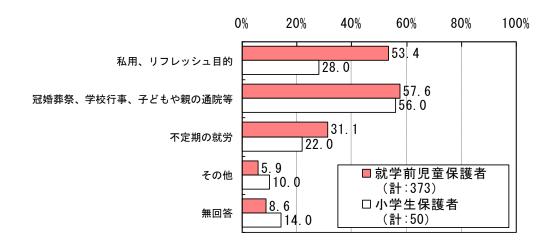
② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望

私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりの利用希望は、 就学前児童保護者では34.3%、小学生保護者では9.7%が「利用したい」と回答しています。



②-1 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由

私用、親の通院、不定期な就労等で不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりを利用したい理由は、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」「不定期の就労」となっています。



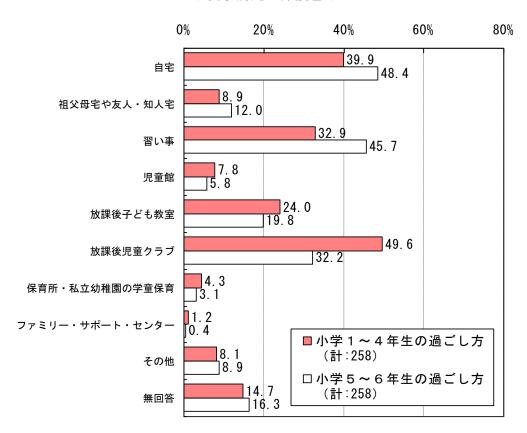
(5) 放課後の過ごし方について

①就学前児童保護者が希望する放課後の過ごし方(※就学前の5歳以上の保護者が回答)

就学前児童保護者が希望する小学校入学後放課後の過ごし方については、小学1~4年生では「放課後児童クラブ」、「自宅」、「習い事」が多くなっています。

小学5~6年生では「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ」の順に多くなっており、低学年の過ごし方と比べると「自宅」、「習い事」が多くなっています。

◇就学前児童保護者◇

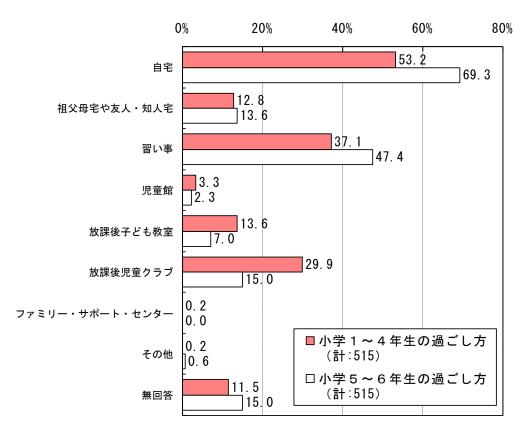


第2章 阿見町の子ども・家庭の現状

② 小学生保護者が希望する放課後の過ごし方

小学生保護者が希望する放課後の過ごし方については、小学1~4年生の過ごし方、小学5~6年生の過ごし方ともに「自宅」、「習い事」の回答が大半を占めています。





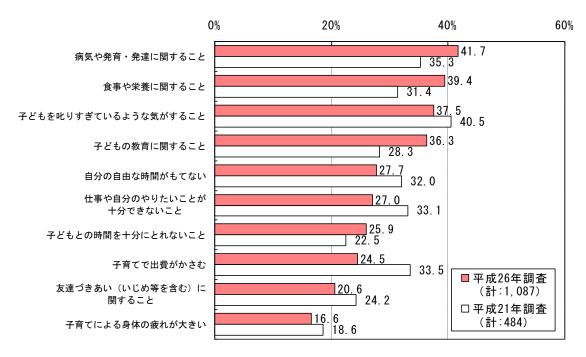
(6) 子育て支援について

① 子育てに関して悩んでいること

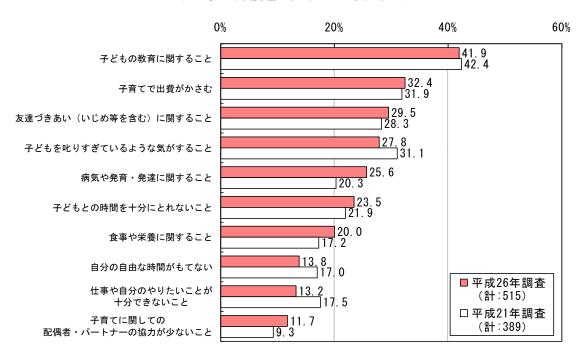
子育てに関して日頃悩んでいることについて、就学前児童保護者では、「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が多くなっており、平成21年調査に比べて「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」の割合が多くなっています。

小学生保護者では、「子どもの教育に関すること」、「子育てで出費がかさむ」、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が多くなっており、平成21年調査と同様の傾向がうかがえます。

◇就学前児童保護者(上位 10 項目)◇



◇小学生保護者(上位10項目)◇



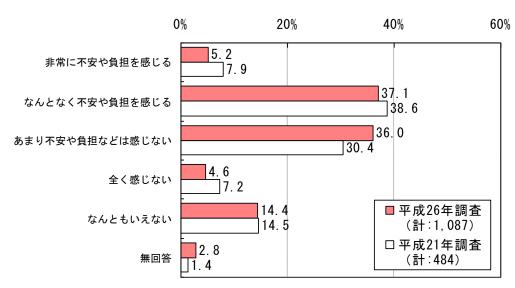
※平成21年調査とは、阿見町次世代育成支援対策行動計画(後期計画)策定時に行なったニーズ調査

第2章 阿見町の子ども・家庭の現状

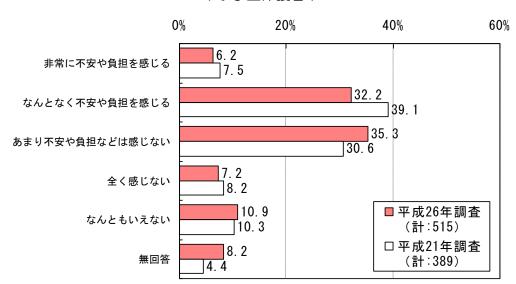
② 子育てに関する不安等について

子育てに関する不安感では、就学前児童保護者、小学生保護者ともに「非常に不安や負担を感じる」、「何となく不安や負担を感じる」と回答した割合が平成21年調査に比べ減少しています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

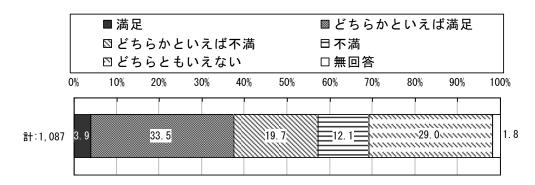


③ 阿見町における子育て環境や支援の満足度

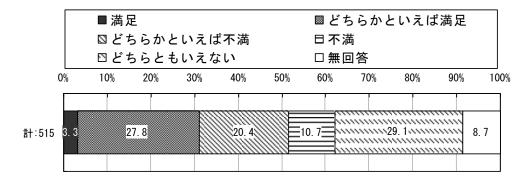
阿見町における子育て環境や支援に対する満足度では、就学前児童保護者では、満足と感じている人 (「満足」(3.9%) と「どちらかといえば満足」(33.5%) の合計) は37.4%、不満と感じている人 (「どちらかといえば不満」(19.7%) と「不満」(12.1%) の合計) は31.8%となっています。

小学生保護者では、満足と感じている人(「満足」(3.3%)と「どちらかといえば満足」(27.8%)の合計)は31.1%、不満と感じている人(「どちらかといえば不満」(20.4%)と「不満」(10.7%)の合計)は31.1%となっています。

◇就学前児童保護者◇



◇小学生保護者◇

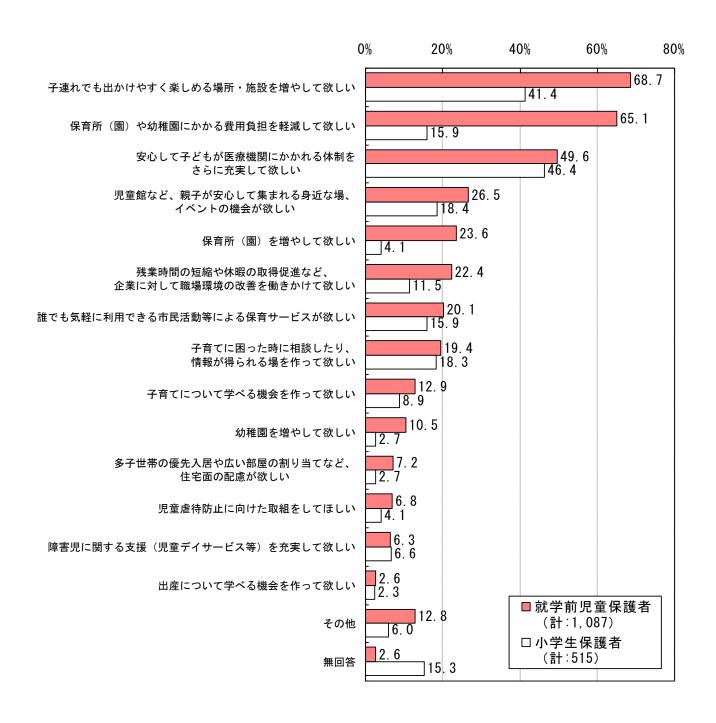


第2章 阿見町の子ども・家庭の現状

④ 今後の子育て支援の充実を図ってほしいこと

今後充実を図ってほしい子育て支援については、就学前児童保護者では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所・施設を増やして欲しい」が最も多く、次いで「保育所(園)や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制をさらに充実して欲しい」となっています。

小学生児童保護者では、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制をさらに充実して欲しい」が最も多く、次いで「子連れでも出かけやすく楽しめる場所・施設を増やして欲しい」、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会が欲しい」となっています。



8. 次世代育成支援対策行動計画(後期計画)の実施状況

阿見町次世代育成支援対策行動計画(後期計画)で設定した目標事業量の実施状況は以下のとおりです。

項目		21 年度 策定時	26 年度 目標事業量	26 年度 実績見込み
通常保育	受け入れ児童数	646	720	813
地市休 月	箇所数	7	7	7
延長保育 ※ (11 時間を超え、さらに連続し	受け入れ児童数	56	75	196
て30分以上利用しているもの)	箇所数	7	7	7
障害児保育	実施保育所数	6	5	6
病児•病後児保育	受け入れ児童数	未実施	4	19
物况 • 物復冗休月	箇所数	未実施	1	2
一時保育 ※	受け入れ可能児童数 (1 日当たり)	21	21	27
	 箇所数 	7	7	7
保育所待機児童数	人	11	0	13
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	受け入れ施設数	1	1	2
ファミリー・サポート・センター	 サポーター登録数 	34	40	29
Jyzy - 9/K 100 EJ9	箇所数	1	1	1
地域子育て支援センター	事業所数	2	2	2
	受け入れ児童数	528	600	673
放課後児童クラブ	箇所数	10	13	14
放課後子ども教室	実施校数	未実施	8	8

[※]延長保育、一時保育については、第4章の各事業の平成26年度見込み数とは条件が異なります。

第2章 阿見町の子ども・家庭の現状

また、阿見町次世代育成支援対策行動計画(後期計画)の5つの基本目標別の事業の実施状況は以下のとおりになっています。各基本目標に沿った事業については、概ね事業が実施されています。引き続き、事業内容の見直しや事業の周知を図り、各事業を充実させていくことが必要です。

実施状況 A:予定通り事業を実施し、今後も継続(新規事業含む)

B:未実施・検討中 C:事業の廃止

■基本目標1 地域ぐるみの子育て支援の取り組み

基本目標1の「地域ぐるみの子育て支援の取り組み」では、概ね事業は実施されました。

家庭環境等の変化により多様化する相談に応えられるよう、情報提供及び相談業務の充実を図るとともに、関係機関との更なる連携を深め、安心して子育てができるよう地域ぐるみで子どもを見守る体制の整備を図っていくことが必要です。

施策の方向		実施状況			
		А	В	С	
(1)地域における子育て支援の充実					
①子育て支援体制の充実	7	7			
②子育て支援情報の充実	1 1				
(2)子育て支援ネットワークづくり					
①地域における子育て支援のネットワーク化	1	1			

■基本目標2 すべての子育て家庭を支える取り組み

基本目標2の「すべての子育て家庭を支える取り組み」では、概ね事業は実施されました。 しかし、認可保育所では、3歳未満の低年齢児の入所希望が増加傾向にあり、低年齢児において、 待機児童が発生しています。働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、多様な ニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、子育てと仕事とのバラ ンスがとれる働き方を支援する取り組みが必要です。

施策の方向		実施状況			
		А	В	С	
(1) すべての子育て家庭を支える多様な保育サービ	ごスの充実	1			
①多様なニーズに対応した保育サービスの充実	5	5			
②放課後児童対策の充実	3	3			
(2) 生活と仕事の両立の推進					
①子育てと仕事の両立の支援	1	1			
(3) 自立支援と経済的負担の軽減					
①ひとり親家庭の自立支援の推進	2	2			
②経済的支援の充実	2	2			

■基本目標3 人権、いのち、健康を守る取り組み

基本目標3の「人権、いのち、健康を守る取り組み」では、概ね事業は実施されました。 妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮することが重要であり、母子保健関連施策との連携確保 が必要です。このため、引き続き、妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健に関する知識の普及、 妊産婦等への保健指導など母子保健関連事業をより充実させる必要があります。

施策の方向		実施状況			
ルスのプロ	事業数	А	В	С	
(1)子どもの人権尊重と権利擁護					
①子どもの人権の尊重	1	1			
②児童虐待などの防止対策の推進	1	1			
③いじめや不登校、心の問題への対応 ※	3	2		1	
(2)母子の健康と安全の確保					
①健診事業の充実	2	2			
②訪問事業の充実	2	2			
③母子健康教育と相談事業の充実	3	3			
④小児医療等の充実	3	Ω			
⑤食育の推進	3	3			
(3) 障害児施策の充実					
①障害児施策の充実	7	7			

^{※(1)}③いじめや不登校、心の問題への対応のうち、「スクールライフサポーター配置事業」は、特定の小学校で平成23年度まで実施してきました。平成24年度からは、接続する中学校への加配教員配置事業との関連で実施しておりません。

■基本目標4 子どもの豊かな育ちを支える取り組み

基本目標4の「子どもの豊かな育ちを支える取り組み」では、概ね事業は実施されました。 子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

今後は家庭のみならず、地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、地域での教育力も高めていきます。

施策の方向		実施状況				
地衆の万回	事業数	А	В	С		
(1)次代の親の育成	(1) 次代の親の育成					
①多様なプログラムの充実	2	2				
②家庭教育に関する情報提供及び学習の機会の提供	1	1				
③思春期保健の充実	1	1				
(2)子どもの「生きる力」の育成に向けた教育環境	色の整備					
①幼児教育の充実	1	1				
②学校教育の充実	5	5				
③開かれた学校づくり	2	2				

第2章 阿見町の子ども・家庭の現状

■基本目標5 安全・安心でうるおいのある生活環境づくり

基本目標5の「安全・安心でうるおいのある生活環境づくり」では、概ね事業は実施されました。 今後も引き続き、家庭、保育所(園)、幼稚園、学校、地域が一体となった自主防犯活動を育むと 同時に、関係機関との連携強化とともに、子どもや子ども連れの親子等が、安全・安心に生活でき る環境の整備が必要です。

	佐笠の方向		実施状況			
	施策の方向	事業数	А	В	С	
(1	(1)安全・安心な生活環境づくり					
	①交通安全対策の推進	8	8			
②子育てを支援する生活環境づくり		3	3			
(2	(2)子どもの安心・安全確保					
	①子どもが健全に育つための環境整備	1	1			
	②子どもを犯罪から守るための取り組みの推進	2	2			



9. 子ども・子育てに関する課題と方向性

阿見町の現状などからみる本計画における主な課題は以下のとおりです。

(1) 就学前教育・保育サービスの充実

乳幼児期は心身の発達が著しい時期であり、情緒の安定、基本的生活習慣の確立、集団生活の体験など、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。

少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境が変化している中において、幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設では、乳幼児期にふさわしい生活を展開しながら、子どもの豊かな育ちを保障していくための取り組みの工夫がさらに求められます。

保育所や幼稚園、認定こども園などの教育・保育施設が、それぞれの方針や特色を活かした教育・保育を充実させるとともに、各施設がそれぞれの設置の目的や制度の違いをこえて連携し、共通理解を図りながら教育・保育の充実に取り組むことが必要です。

本町においても、保育所、幼稚園、小・中学校連携の取り組みや多世代交流などを実施し、多様な人との関わりを通して子どもの豊かな育ちをめざしていきます。

そのためにも、子どもの育ちや学びの連続性をめざし、就学前教育・保育と小学校教育との連携を強化するとともに、それに向けた機会や場の拡充が必要です。

(2) 家庭や地域での子育て力の向上

核家族化や地域のコミュニティの希薄化などを背景とし、子どもを育てることに対する不安や悩みをもつ保護者は少なくありません。その中で、子育て支援センターなどで子育て家庭に対する支援活動を行っていますが、これらの施設や交流の機会などに参加しない家庭も存在しているのが現状です。

今後は、子育て家庭に対する支援内容の充実や積極的なPRを行い、参加促進を図ることにより、 子育て家庭の不安・悩みの解消につなげていくことが必要です。また、子どもの育ちについて地域 との関わりを求める意識が高くなっている中で、現在活動している団体や人材だけでなく、地域全 体で子どもを育てる機運を高めることや、実際に子育て支援を行う人材の確保や育成など地域資源 の発掘・活用が必要です。

(3) 働きながら子育てできる環境づくり

核家族化の進行や女性の就業率の増加などを背景として、女性が安心して働きながら子育てできる環境づくりが求められます。そのような中、本町においても保育ニーズはますます高まっています。認可保育所では、定員超過が続き、3歳未満の低年齢児の入所希望が増加傾向にあり、低年齢児において、待機児童が発生しています。これらの保育ニーズに対して、保育所の適正な整備や幼稚園の認定こども園化、小規模保育や家庭的保育事業の推進など、多様な保育サービスの充実が必要です。

働きながら子育てできる家庭づくりに向けては、保育サービスの充実以外にも家庭での役割分担、 企業の環境整備、地域での子育て支援など、多面的にアプローチしていくことが求められ、社会全 体としての意識啓発や仕組みづくりが必要です。

(4)子どもが安全・安心に、楽しめる居場所づくり

子どもが本町で成長するうえで、安全・安心を確保することは重要なことです。

就学前児童においては、保護者とともに行動することも多く、子育て家庭が安全に移動でき、心地よく暮らしていける環境づくりが求められます。

また、小学生になると母親の就業率も高まることから、放課後の子どもの居場所づくりとして、 放課後児童クラブや放課後子ども教室の拡充を図るとともに、子ども同士で安全に過ごせる遊び場 などの確保・整備が求められます。

子どものライフステージによって、居場所や環境が変化していくことを踏まえ、それぞれのステージに応じた遊び場や居場所の確保に努めることが必要です。

また、子どもの安全・安心の確保に向けては、防犯・防災対策として行政からの情報発信や環境整備に加え、地域住民による見守り活動も進めていくことが必要です。

第3章

計画の基本的な考え方



11

ш

П

ш

11 11 11

ш

H

ш

П

ш

計画の基本的な考え方

1. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、策定するものです。

基本理念に掲げるまちづくりを実現するため、子ども・子育て支援法に基づく基本指針である「子どもの育ちに関する理念」、「子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義」、「社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割」に即し施策の推進を図ります。

◇子ども・子育て支援法に基づく基本指針◇

- ■子どもの育ちに関する理念
 - 〇子どもの最善の利益が実現される社会を目指すこと、すべての子どもの健やかな育ち(発達) を保障すること。
 - 〇自己肯定感を持って育まれることや一人ひとりの個性が活かされることの重要性。
- ■子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
 - ○乳幼児期の重要性、乳幼児期の教育の役割及び意義
 - ○家庭の意義及び役割
 - ○子育て及び子育てを通じた親育ちの支援の重要性
 - 〇施設における集団での学び・育ちの支援の意義及び役割並びに専門性・重要性
 - ○家庭・地域・施設等の連携の重要性等
- ■社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割
 - ○社会のあらゆる分野における構成員が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と 理解を深めることや、ワーク・ライフ・バランスの推進が必要であること。

2. 基本理念

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、子ども・子育て支援は、「子どもの最善の利益」 が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点にたち、子どもの生存と発達が保障 されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることを目指しています。

また、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提 とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識のもと、子ども、子育て支援にまつわる 環境は社会全体で整備することが求められています。

こうしたことを踏まえ、少子化やそれに伴う子どもを取り巻く家庭や社会環境の変化の中で子どもの成長にしっかりと向き合いながら、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供等を、本計画に的確に位置づけ、子どもの健やかな成長を保障していくこととします。

さらに、「阿見町次世代育成支援対策行動計画 後期計画」の基本理念などの考え方は、子ども・ 子育て支援法の理念や意義を含んでおり、これまでの施策の継続性と、より一層の取り組みが必要だと考えられます。

こうしたことから、本町の子ども・子育て支援事業計画の基本理念は「阿見町次世代育成支援対策行動計画 後期計画」の「いきいき子育ち 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見」を基本理念として引き続き掲げ、子ども・子育て支援施策に取り組みます。

いきいき子育ち 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見

子どもは生まれながらに無限の可能性をもち、未来を担う貴重な存在です。

そこで、子どもたちが自らの可能性を伸ばし、未来に向かって夢と希望を抱き、健やかに心 豊かに育っていくために、子どもの利益を最大限に尊重し、その幸せに配慮することが必要で あると考えました。

また、親が安心して子育てを楽しむことができる環境の整備を推進し、子育ての喜びを実感できる環境づくりを進めます。

さらに、地域全体で子育て家庭を支え合うことができる仕組みづくりを進めます。

3. 基本目標

『いきいき子育ち 楽しい子育て 地域で支える やさしいまち阿見』の推進にあたり、国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」を定め、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供していきます。また、4つの基本目標を設定し、総合的に子ども・子育て支援施策を推進していきます。

基本目標1 すべての子育で家庭を支える

すべての子育て家庭のために、利用者のニーズを踏まえた保育サービスの充実を図るとともに、子育てをする親同士の相談や交流の場の提供など地域社会が積極的に子育てをサポートする温かい地域づくりの形成を目指し、子育て家庭を地域で支えあえるネットワークづくりを推進していきます。また、児童の健全育成を推進します。

- (1)教育・保育サービスの充実
- (2)地域における子育て支援サービスの充実
- (3)地域における子どもの居場所づくり
- (4)子育でに対する経済的支援

基本目標2 人権、いのち、健康を守る

安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、乳幼児に対する健康診査と 事後指導や相談体制の充実、小児特有の疾病に対応した専門医療機関との連携を図る など、母子保健の充実を図ります。

また、子どもの人権が尊重され、また、だれもが身近な地域で自立した生活ができるよう、支援を必要とする児童・家庭へのきめ細かな取り組みを推進します。

- (1)母子の健康と安全の確保
- (2)児童虐待防止対策の充実
- (3)障害児施策の充実
- (4)ひとり親家庭等の自立支援の推進

基本目標3 子どもの豊かな育ちを支える

子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の親として豊かな心を持った大人に育つよう、学校教育を充実させるとともに、家庭や学校、地域社会の十分な連携のもとで、家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、子どもを取り巻く有害環境対策も推進します。

- (1)次代の親の育成
- (2)子どもの「生きる力」の育成に向けた教育環境の整備

基本目標4 安心して子育てができる生活環境を確保する

子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけていくとともに、 男性を含めた働き方の見直しを促進し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる地域社会づくりを推進します。

また、子育て家庭にやさしい地域の道路交通環境、公共施設等の整備を推進するとともに、関係機関・団体等との連携を強化しながら、子どもが安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

- (1)仕事と子育ての両立を支援する環境の整備
- (2)安全・安心な生活環境づくり
- (3)子どもの安心・安全確保

第4章

教育・保育提供区域における 量の見込みと確保の方策



教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づく本町の教育・保育提供区域は以下の表のとおり設定します。 保護者や子どもが質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的 条件、人口、交通事情、生活行動などの社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育 を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案します。

■本町における教育・保育提供区域

		区分 / 施設•事業名	区域		
教育	教育•保育施設	 幼稚園・保育所(園)・認定こども園 			
· 保 育	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、 事業所内保育			
	(1)時間外保育(延長保育)			
	(2)放課後子ども ①放課後児童 ②放課後子ど	健全育成事業(放課後児童クラブ)			
	(3)子育て短期支				
地域	は (4)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等)				
地域子ども・子育て支援事業	(5) 一時預かり ①幼稚園・認 ②在園児以外	町全体			
育て	(6)病児病後児保	育事業			
支援	(7)子育て援助活	動支援事業(ファミリー・サポート・センター)			
事業	(8)利用者支援事				
	(9)妊婦健康診査				
	(10)乳幼児全戸訂				
	(11)養育支援訪問]事業			
	(12)要支援•要得	R護児童支援事業			

2. 教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

子ども・子育て支援法では、利用のための認定及び保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組 みとなります(同法第 19 条)。その際の認定の区分についてまとめると下記のとおりとなります。

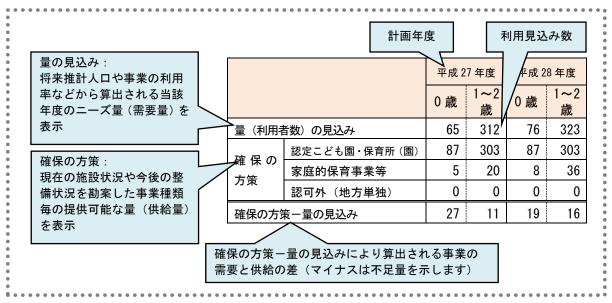
■認定区分

_ 00/4	,	
区分	年齢	対象事業
1号認定	3~5 歳	幼稚園・認定こども園(教育)
2号認定	3~5 歳	保育所(園)・認定こども園(保育)
3号認定	〇 歳、1・2 歳	保育所(園)・認定こども園、地域型保育

■事業一覧

事業	対象事業
特定教育•保育施設	幼稚園・保育所(園)・認定こども園
	・小規模保育(定員6~19人) ・家庭的保育(定員5人以下)
	• 居宅訪問型保育
特定地域型保育事業 	・事業所内保育(事業所の従業員の子どもに加えて、地域の保育を必要とす
	る子どもの保育を実施するものに限る)
確認を受けない幼稚園	私学助成の幼稚園(子ども子育て支援制度以前の制度の継続を希望する園)
(新制度に移行しない幼稚園)	

■教育・保育施設の量の見込み及び確保の方策の見方



(1) 〇歳児、1~2歳児保育(3号認定)

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
O歳児利用者数(人)	29	42	52
1~2 歳児利用者数(人)	229	260	267

■量の見込み及び確保の方策

出産後、早期の職場復帰を希望する保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及 び保育所(園)において、必要な〇歳児保育定員の確保を図るとともに、共働き家庭やひとり親家 庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園、保育所(園)に加え、家庭的保育 事業や小規模保育事業所等の地域型保育により、必要な1~2歳児保育定員の確保を図ります。

【保育施設の整備拡充】

- ●平成 27 年度 ・保育所(園)定員増 ・幼保連携型認定こども園設置
 - 家庭的保育事業所增設 小規模保育事業所設置

		平成2	7年度	平成28年度 平成29年度 平成30年		0年度	年度 平成31年度				
		0 歳	1~2 歳	0歳	1~2 歳	0歳	1~2 歳	0歳	1~2 歳	0歳	1~2 歳
量(利用者数)の見込み		65	312	76	323	86	357	96	369	104	389
	認定こども園・保育所(園)	87	303	87	303	93	342	93	342	93	342
確保の 方策	地域型保育事業	5	20	8	36	9	38	9	38	14	48
	認可外(地方単独)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確保の方策-量の見込み		27	11	19	16	16	23	6	11	3	1

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(2) 3~5歳児教育・保育(1号認定及び2号認定)

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
保育所(園)利用者(人)	411	439	494
幼稚園利用者数(人)	748	736	730

■量の見込み及び確保の方策

共働き家庭やひとり親家庭の保護者が安心して預けることができるよう、認定こども園及び保育所(園)において、必要な3~5歳児保育定員の確保を図ります。

また、世帯ごとの多様な就労状況や、子育てに対する保護者の考え方に応じた適切な教育・保育が提供できるよう、認定こども園、幼稚園において、必要な3~5歳児教育・保育定員の確保を図ります。

【教育・保育施設の整備拡充】

- ●平成 27 年度 ・保育所(園)定員増 ・幼保連携型認定こども園設置
 - ・幼稚園型認定こども園の2号定員設置

			成 27 年	度	平	成 28 年	度	平	成 29 年	度
		1号	1号 2号		1号	2号認定		1号	2号	認定
			教育	保育	認定	教育	保育	認定	教育	保育
量(利用者数)の見込み		592	113	524	570	109	563	560	107	610
確保	認定こども園・保育所(園)			590			590			695
確保の方策	認定こども園・幼稚園		540			540			540	
策	確認を受けない幼稚園		210			210			210	
確保の	の方策 - 量の見込み		45	66		71	27		83	85
		平成 30 年度		平成 31 年度		度				
		1号	1号 2号		1号 2		認定			
		認定	教育	保育	認定	教育	保育			
量(和	可用者数) の見込み	551	105	666	528	101	705			
確 保	認定こども園・保育所(園)			695			710			
の方策	幼稚園・認定こども園		540			525				
策	確認を受けない幼稚園		210			210				
確保の	の方策-量の見込み		94	29		106	5			

各認定区分における教育・保育施設のニーズ量と確保策は以下の様になります。

			W H NG			***!		
i				2 号		3 号		
			1号	教育	保育	0.7		備考
			認定	ニーズ	ニーズ	O歳	1・2歳	
	推計児童	- 重数		1, 292		373	787	·保育所(園)定員増
_	量(利用	用者数) の見込み①	592	113	524	65	312	・幼保連携型認定こども園
平成	確 保	特定教育•保育施設		540	590	87	303	設置
27	ほの	特定地域型保育事業				5	20	·家庭的保育事業所増設
年度	の方策②	認可外			0	0	0	·小規模保育事業所設置
	2	確認を受けない幼稚園		210				・幼稚園型認定こども園
	2-1			45	66	27	11	の2号定員設置
	推計児童数			1, 302		372	796	
_	量(利用	用者数)の見込み①	570	109	563	76	323	
平成	確保	特定教育・保育施設		540	590	87	303	ᆘᄱᄷᅔᅔᆇᄙᇒᄦᅌ
28	ほの	特定地域型保育事業				8	36	・小規模保育事業所設置の
年度	の方策②	認可外				0	0	場合
<u> </u>	2	確認を受けない幼稚園		210				
	2-1			71	27	19	16	
	推計児童数			1, 338		369	811	
_	量(利用者数)の見込み①		560	107	610	86	357	
平成	確保の方策②	特定教育・保育施設		540	695	93	342	・保育園設置の場合
29		特定地域型保育事業				9	38	·家庭的保育事業所増設の
年度		認可外			0	0	0	場合
,~	2	確認を受けない幼稚園		210				
	2-1	•		83	85	16	23	
	推計児童	宣数		1, 382		365	807	
- TE	量(利用	用者数)の見込み①	551	105	666	96	369	
平成	確	特定教育・保育施設		540	695	93	342	
30	確保の方策②	特定地域型保育事業				9	38	
年度	方 策	認可外			0	0	0	
	2	確認を受けない幼稚園		210				
	2-1			94	29	6	11	
	推計児童	重数		1, 393		357	800	从但体推到到力一以上国
777	量(利用	月者数)の見込み①	528	101	705	104	389	・幼保連携型認定こども園の字号様は変更の場合
平成	確 保	特定教育・保育施設	ļ	525	710	93	342	の定員構成変更の場合 ・家庭的保育事業所増設の
31	の	特定地域型保育事業				14	48	場合
年度	方 策 ②	認可外			0	0	0	・事業所内保育施設の新
	電認を受けない幼稚園			210				制度加入推進
	2-1			106	5	3	1	

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

国から提示される基本指針等に沿って、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めるとされています。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、確保の内容及び実施時期を設定します。

(1)時間外保育(延長保育) 対象:O~5歳

保育園及び認定こども園における、2号認定児童と3号認定児童の延長保育事業です。通常の 利用時間以外の時間において保育を実施します。

■現在の取り組み状況

本町の私立保育園3か所で、7時から18時の開園時間のほか、20時までの延長保育を実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所(ヶ所)	3	3	3
利用者数(人)	39	243	145

■量の見込み及び確保の方策

利用実績に比べ見込み数は増加しますが、私立保育園に加え、平成 27 年度からは幼保連携型認定こども園でも 6 時 30 分から 7 時、及び 18 時から 20 時までの事業を実施するなど、提供量を充分に確保できる見通しとなっています。

				i	量の見込み(人)		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31年度
量(利用者数)の見込み		347	349	356	361	361	
確保の方策							
	(ヶ所)		4	4	4	4	4
	提供体制	(人)	347	349	356	361	361
確	保の方策一	量の見込み	0	0	0	0	0

(2) 放課後子ども総合プラン

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児 童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とし た放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めます。

①放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 対象:小学1年生~6年生

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■現在の取り組み状況

本町では、保護者が昼間家庭にいない小学校(小学1~6 年生)の児童を対象に、放課後に 遊びや生活の場を提供する事業を、町内小学校全校(8校)で実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
クラブ数	12	14	14
登録児童数	634	678	673
1 年生~3 年生(人)	441	499	513
4 年生~6 年生(人)	193	179	160

■量の見込み及び確保の方策

対象児童の学年が6年生に拡大することもあり、より多くのニーズが見込まれます。引き続き、町内の学童保育施設において事業を実施するとともに、放課後児童クラブ専用施設の建設により定員の拡大を図ることで、必要な事業量を確保できる見通しです。

また、「放課後児童健全育成事業」においては、「放課後子ども教室」と一体化を目指し、「放課後子ども総合プラン」の計画的な推進を図り、遊びの場の拡大と異学年での遊びの共有および共働き家庭の子どもに対する放課後の居場所の確保に向けた対応をします。

			量の見込み(人)						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31年度			
量	し(利用者数)の見込み	711	751	751	871	871			
	1 年生~3 年生	497	525	525	610	610			
	4 年生~6 年生	214	226	226	261	261			
硝									
	提供体制(ヶ所)	14	15	15	18	18			
	放課後子ども教室と の一体型クラブ数	10	13	13	18	18			
	在籍数(人)	711	751	751	871	871			
硝	保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0			

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

②放課後子ども教室事業 対象:小学1年生~6年生

放課後子ども教室は、小学校全学年を対象として、放課後の安全・安心な子どもの活動拠点を設け、 地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等 の取り組みを推進する事業です。

■現在の取り組み状況

本町では、子どもたちが放課後等に安全・安心に活動できる場所として、小学校施設(余裕教室・体育館・グランド等)を活用し、自由な遊び、スポーツ、自主活動、創作体験活動などを行っています。平成25年度より、町内小学校全校(8校)の小学校単位で週1回開催しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
子ども教室数	4	8	8
参加児童数	300	438	323
1年生~3年生(人)	208	349	265
4 年生~6 年生(人)	92	89	58

■量の見込み及び確保の方策

平成 23 年度文科省改訂による「新指導要領」の全面実施に伴い、小学校の総授業時間が増加しています。そのため、学校時間割の増により子ども教室の実施時間及び実施場所が限定されていますが、全児童を対象とした活動プログラムの充実を図ることで必要な事業量を確保できる見通しです。

また、児童が参加する事業であること、学校の施設等を使用していることなどから、学校と連携して事業の推進を図ります。

		量の見込み(人)					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31年度		
量(利用者数)の見込み	325	330	330	500	500		
1 年生~3 年生	265	270	270	410	410		
4 年生~6 年生	60	60	60	90	90		
確保の方策							
提供体制(ヶ所)	8	8	8	8	8		
参加人数(人)	325	330	330	500	500		
確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0		

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ等) 対象:1~18歳未満

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業))です。

■現在の取り組み状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所(ヶ所)	1	1	2
利用者数(人日/年)	19	3	11

■量の見込み及び確保の方策

現在、宿泊を伴う保育支援の需要は必ずしも高いものではありませんが、ひとり親家庭の増加 や女性の就労増等に伴い、ニーズの増加が今後見込まれます。事業の性質上近隣市町村の児童福 祉施設等への委託を検討し、ニーズに対応していきます。

			量の見込み(人回/年)						
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
量(利用者数)の見込み			14	14	14	14	14		
確	保の方策								
	+目 /# /+ #1	(ヶ所)	2	2	2	2	2		
	提供体制	(人)	14	14	14	14	14		
確	保の方策-量	の見込み	0	0	0	0	0		

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(4)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター等) 対象:O~2歳

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■現在の取り組み状況

■実施状況と今後の確保の方策

【子育て支援センター・つどいの広場】

- ・阿見町地域子育て支援センター(中郷保育所敷地内)
- あゆみ保育園地域子育て支援センター(ぴょんぴょんくらぶ)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所(ヶ所)	2	2	2
利用者数(人回/年)	7, 697	8, 530	8, 178

■量の見込み及び確保の方策

利用実績に比べ見込み数は増加しています。施設定員の設定はしておらず、実績からの見込みには十分対応できますが、利用者のニーズをとらえて、幼保連携型認定こども園の設置に伴う事業の拡充を図る等、質・量ともに十分な受け皿となるような方策を検討します。

今後も、乳幼児活動や相談事業の充実、妊産婦(プレママ)対象事業の実施、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業の充実を図ります。

			量の見込み(人回/年)					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
量(利用者数)の見込み		26, 004	26, 183	26, 452	26, 273	25, 936		
確保の方策								
	(ケ所)		3	3	3	3	3	
	提供体制	(人)	26, 004	26, 183	26, 452	26, 273	25, 936	
確保の方策-量の見込み		0	0	0	0	0		

(5) 一時預かり事業

①幼稚園・認定こども園の在園児を対象とした預かり保育 対象:3~5歳

幼稚園・認定こども園を利用する保護者の多様なニーズに対応するため、幼稚園・認定こども 園で定める通常の保育時間の前後や、長期休業日に希望する在園児を預かり保育することにより、 幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育て支援を行う事業です。

■現在の取り組み状況

本町の幼稚園・幼稚園型認定こども園4か所において、預かり保育を実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所(ヶ所)	4	4	4
延べ利用者数(人)	10, 515	12, 935	12, 243

■量の見込み及び確保の方策

利用実績に比べ見込み数は増加しています。利用の実態を見ながら引き続き事業を実施し、各施設での受け入れ態勢の確保を図ります。

		量の見込み(人日/年)					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
量(利用者数)の見込み	15, 837	15, 960	16, 401	16, 941	17, 076		
1号認定による利用	534	538	553	572	576		
2号認定による利用	15, 303	15, 422	15, 848	16, 369	16, 500		
確保の方策							
提供体制(ヶ所)	4	4	4	4	4		
利用者数(人)	15, 837	15, 960	16, 401	16, 941	17, 076		
確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0		

※確保の方策: 園受け入れ合計 17人として×開所日 250日×4園=17,000人日

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

②在園児以外を対象とする一時預かり保育事業 対象:0~5歳

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった、幼稚園、認定こども園、保育園の在園児以外の未就学児を対象とし、冠婚葬祭等への出席やリフレッシュなどの際に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

■現在の取り組み状況

多様な保育需要に対応するために、町内の保育所(園)7か所において実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所(ヶ所)	7	7	7
延べ利用者数 (人日/年)	1, 319	1, 056	1, 218

■量の見込み及び確保の方策

利用実績に比べ見込み数は増加していますが、町内の保育所(園)・認定こども園の計7か所において定員を設けており、見込み量に対し十分に提供量が確保できる見通しとなっています。 また、ファミリー・サポート・センターによる提供体制も確保しています。

		量の見込み(人日/年)						
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
量	は(利用者数)の見込み	3, 488	3, 513	3, 580	3, 628	3, 620		
硝	保の方策							
	一時預かり事業(人日)	2, 731	2, 653	2, 793	2, 830	2, 894		
	提供体制(ヶ所)	7	7	7	7	7		
	ファミリー・サポート・センター (病時・緊急対応強化 事業除く)(人日)	757	860	787	798	726		
	提供体制(ヶ所)	1	1	1	1	1		
硇	保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0		

※確保の方策: 7 か所定員合計 27 人×開所日 250 日=6,750 人日(上限)

(6) 病児病後児保育事業 対象:0~5 歳

疾病にかかっている児童及び回復期中の児童を、病院や保育所等に付設された専用スペース等 において、看護師等が一時的に保育する事業です。

■現在の取り組み状況

町内私立保育園2か所で病後児保育を実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所(ヶ所)	2	2	2
延べ利用者数(人日/年)	2	35	19

■量の見込み及び確保の方策

保護者が就労しているなどの理由により、子どもが病気になったときでも休めない場合に、保護者に代わって病気の子どもの世話をする、病児保育のニーズが高まっています。病後児については、2か所の定員により、見込み量に対し提供量が確保できる見通しとなっていますが、病児に関しては町内に実施施設が無いことから、医療機関に協力を求めるなど、対応を検討して行きます。

			量の見込み(人日/年)					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度		
量(利用者数)の見込み		613	617	629	638	637		
確	保の方策							
	提供体制(ヶ所)	2	2	2	2	2		
	病後児保育事業	613	617	629	638	637		
確保の方策-量の見込み		0	0	0	0	0		

※確保の方策: 2 か所定員合計 11 人×開所日 250 日=2,750 人日(上限)

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 対象:就学児

子育ての援助を受けたい方(利用会員)と子育ての援助を行いたい方(協力会員)の会員組織で、会員相互による育児の援助活動を行う事業です。

■現在の取り組み状況

町内1か所(阿見町社会福祉協議会に委託)で実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
実施か所(ヶ所)	1	1	1
延べ活動件数(人日/年)	632	416	200
提供会員数	30	29	29
依頼会員数	249	156	168
両方会員数	1	2	2

[※]実績には0-5歳児を含んでいます。

■量の見込み及び確保の方策

事業の性質上定員の設定はなく、ニーズには対応していきます。安定した提供会員(育児の支援を行う者)の確保と人材の育成が今後の課題です。また、事業のさらなる周知と、手続き方法など利用者が使いやすい事業とする検討を重ねます。

			量の見込み(人日/年)					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31年度		
量	(利用者数)の見込み	10	11	11	11	12		
確保の方策								
	提供体制(ヶ所)	1	1	1	1	1		
	利用者数	10	11	11	11	12		
硝	- 『保の方策−量の見込み	0	0	0	0	0		

(8) 利用者支援事業 対象:子どもの保護者(主に就学前児童保護者) 新規事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供 及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■現在の取り組み状況

本町では利用者支援として子育て支援のリーフレット配布などによる情報提供を行っています。また、児童福祉課で子育て中の保護者からの相談に応じています。

■量の見込み及び確保の方策

今後も引き続き、利用者支援事業として、児童福祉課において保護者からの子育てに関する相談に対応していきます。

	量の見込み 平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 平成 31 年度				
量の見込み(ヶ所)	1	1	1	1	1
確保の方策	確保の方策				
提供体制(ヶ所)	1	1	1	1	1
確保の方策-量の見込み	0	0	0	0	0

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(9) 妊婦健康診査 対象: すべての妊婦

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、② 検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施 する事業です。

■現在の取り組み状況

本町では、指定医療機関等において、妊産婦健診を実施しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
受診実人数(人)	395	412	432

■量の見込み及び確保の方策

すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き医師会等と連携し、町の指定医療機関等における受診体制の確保を図ります。さらに、受診できる医療機関の増加に努めるなど、受診する妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大に努めます。

	量の見込み(人)				
	平成 27 年度 平成 28 年度 平成 29 年度 平成 30 年度 平成				
受診実人数(人)	433	432	429	425	417



(10) 乳幼児全戸訪問事業 対象:生後4か月までの乳幼児のいる全ての家庭

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■現在の取り組み状況

町内の乳児(生後4か月まで)のいるすべての家庭に対し、町の保健師・看護師が自宅に訪問し、親子の心身の状況と養育環境の把握、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
訪問乳児数(人)	342	365	354

■量の見込み及び確保の方策

〇歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、町の健康 づくり課による事業の実施を予定しており、保健師・看護師の配置により、必要な事業量は確 保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

	量の見込み(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問乳児数(人)	373	372	369	365	357

第4章 教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策

(11) 養育支援訪問事業 対象:養育支援が特に必要な家庭(妊産婦も含む)

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■現在の取り組み状況

乳幼児家庭全戸訪問事業や乳幼児健診事業などで発見した養育支援が必要と思われる家庭に、 健康づくり課と連携し、保健師、保育士が家庭訪問をしながら、養育指導を行っています。ま た、若年出産した保護者へ育児支援を行っています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
訪問実人数(人)	8	0	2

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。引き続き、町の児童福祉課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、家庭児童相談員・保健師・保育士等の配置により、必要な事業量の確保に努めます。

	量の見込み(人)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問実人数(人)	8	8	8	8	8

(12) 要支援•要保護児童支援事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機 関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図 る取り組みを実施する事業です。

■現在の取り組み状況

代表者会議を年 1 回開催。また、ケースに応じて個別検討会議を開催し、児童相談所と連携 して解決が困難な事例検討を行っています。また、ケースへの適切な対応の確保と進行管理を 行うため、実際に活動する関係機関の実務者で構成する実務者会議の設置を検討しています。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 見込
要保護児童数(人)	43	47	50
要保護児童等対策地域協 議会の開催回数(回)	1	1	1

※継続児童を含む

■量の見込み及び確保の方策

利用実績を踏まえ、計画期間においては過去の実績の平均と同等以上の事業量を見込んでいます。

	量の見込み(回)				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
要保護児童数(人)	55	55	55	55	55
要保護児童等対策地域協 議会の開催回数(回)	1	1	1	1	1

第5章

子ども・子育て支援施策の展開



子ども・子育て支援施策の展開

基本目標1 すべての子育て家庭を支える

1 教育・保育サービスの充実

現況把握

- ◇長引く社会経済の低迷に伴う共働き世帯の増加、就労形態の変化、核家族化の進行などにより、保育需要は一層高まり、多様化しています。そのため、通常の保育に加え、一時保育、時間外保育、病後児保育など、多様化する保育需要への対応が課題となっています。
- ◇本町では、3 歳未満の低年齢児の入所希望が増加傾向にあり、低年齢児において、待機児童が発生しています。
- ◇安心して子育てと仕事の両立ができるように、受け入れ体制の弾力化に加え、利用しやすい 保育サービスの提供、サービスの質的向上を図ることが必要になります。

施策の方向

- ○多様な教育・保育ニーズに対応し、必要なときに必要な教育・保育サービスが受けられるよう、 提供体制の整備を図ります。
- 〇保護者の就労形態の多様化や、疾病、育児疲れの解消等の理由による多様な保育需要の高まりに 対応するため、多様で良質な保育サービスの充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課等
	○満一歳以下の児童に対する保育事業を実施します。	
	・公立保育所:生後8週から受入を3か所。	
	・私立保育園:生後8週からの受入を2か所、生後3か月からの受	
到12/D <u>吞</u> 事 业	入を 1 か所。	
乳児保育事業	・幼保連携型認定こども園:生後 3 か月からの受入を 1 か所。	児童福祉課
【継続】	• 家庭的保育所(2 ヶ所):生後 6 ヶ月~2 歳	
	・小規模保育事業所(1ヶ所):生後3ヶ月~2歳	
	○保育の希望者の推移を注視し、保育施設の定員変更や、家庭的保育事	
	業所及び小規模保育事業所の増設を検討していきます。	
	〇保護者のやむを得ない事由により児童の保育が困難な場合、保育所で	
0+ (D 	一時的な保育(緊急一時保育サービス)を実施します。	
一時保育事業	 〇各保育所(園)において、1 日 3 名~5 名の受入を実施します。	児童福祉課
【継続】	 ○冠婚葬祭等のほか、育児疲れの軽減を図るためのリフレッシュ保育の	
	 推進を図ります。	
	○病気やけがの回復期であり集団保育には適していないが、保護者がや	
	 むを得ない理由により家庭で看護できない場合に、一時的に児童を預	
病後児保育事業	かり、病後児保育室において保育を実施します。	児童福祉課
【継続】	○私立保育園 2 か所において実施します。	7 5 = 1 (8) = 3 (
	○病児保育の実施を検討します。	
	○保護者の病気、育児疲れ、家事都合等で、児童の養育が一時的に困難	
子育て短期支援事業	になったときに、短期間、児童養護施設等において預かりをします。	
(ショートステイ事業)	○事業の周知活動を推進、及び近隣市町村の児童福祉施設等への委託を	児童福祉課
【継続】	検討し、ニーズに対応していきます。	
	○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対し	
実費徴収に係る補足	て保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物	
給付を行う事業	品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する	児童福祉課
【新規】	事業を検討します。	
 民間事業者等の多様	〇民間事業者の参入の促進に関する調査研究や設置・運営を促進するた	
な主体が、本制度に参	めの事業です。	
入することを促進す	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	児童福祉課
るための事業		70=18120
【新規】		
保育所入所待機児童	 ○保育需要等に配慮し、民間による保育施設の整備を推進します。	
の解消	○本計画において、現状を注視し、必要に応じて修正等を行い、適正な	児童福祉課 児童福祉課
【継続】	施設整備に努めます。	
保育所の役割・機能	○公立保育所へ子育て相談窓口を設置し、入所児童とその保護者、並び	
強化活動	に身近な地域の子育て家庭に対する、相談・支援を実施します。	児童福祉課 児童福祉課
【継続】	○ ○身近な子育て支援センター的役割を持たせていきます。	- Carrier Carrier
教育・保育施設の利用	○教育・保育施設の利用者負担額を国の基準より軽減して設定します。	
者負担額の軽減	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	児童福祉課
		学校教育課
【新規】		

2 地域における子育て支援サービスの充実

現況把握

- ◇核家族化が進行し、家庭での育児力の低下や近所付き合いの希薄による子育て家庭の孤立な どの問題が懸念されます。
- ◇本町では、子育ての負担軽減や子育て家庭の孤立防止を目的として、子どもとその保護者の 居場所づくり、交流の場としての子育て支援センターの運営、子育て情報の発信、子育て・ 育児相談を実施しています。
- ◇核家族化の進行や親世代の高い就労意欲、就業形態の多様化、価値観の多様化などにより、 質・量両面の適切な保育サービスが求められています。

施策の方向

- 〇身近な場所で子どもと一緒に遊んだり、気軽に子育てに関する話ができる、保護者が「ほっ」とできる場の提供と、さまざまな機会を通じて子育てに関する正しい知識の普及を図るとともに、いつでも気軽に相談できる場の提供に努めます。
- 〇子育て中の親同士が気軽に交流できる場や機会の提供に努めるとともに、きめ細かな子育て支援に 向け、子育てボランティア活動支援の充実と子育て支援活動のネットワークづくりを推進します。
- ○インターネットなど各種情報媒体を活用し子育て情報の発信に努めます。

事業名	事業概要	担当課等
ファミリー・サポート・センター事業の推進 【継続】	○子育ての援助を受けたい人と行いたい人を会員とする相互援助組織により、保育所等への送迎、一時的な預かり保育等を行うファミリー・サポート・センター事業(社会福祉協議会への委託事業)を実施します。 ○情報交換会への出席のほか、必要に応じ近隣自治体への情報収集を行うなど、事業内容について検討し、改善を図ります。	児童福祉課
地域子育で支援センター【継続】	 ○子育て等に対する相談・情報提供・交流の場の提供・育児サークル等の支援活動や、関係機関、団体等との連携を図りながら、地域の子育て家庭並びに妊産婦に対する支援活動を実施します。 ○公立1か所、私立2か所計3か所の地域子育で支援センターで実施します。 ○地域子育で支援センターの事業の周知活動に努めます。 ○町立保育所へ子育で相談窓口を設置し、身近な子育で支援センター的役割を持たせます。 	児童福祉課

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	事業概要	担当課等
	○中郷保育所敷地内の地域子育て支援センターにおいて、独自に編集し	
地域子育て支援セン	た「子育てハンドブック」の作成配布や広報媒体を利用した情報提供	
ターの情報提供活動	活動を実施します。	児童福祉課
【継続】	〇地域子育て支援センターによる町全体の子育て支援等に関する情報	
	の収集、発信の一元化を図り、情報提供の充実に努めます。	
	○地域子育て支援センターにおいて、町内の子育て支援に携わる機関、	
	団体等で構成するネットワーク会議を設置し、ネットワークづくりを	
子育て支援ネット	推進します。	
ワーク会議活動	○地域子育て支援センターを子育て支援のネットワークのリーダー機	児童福祉課
【継続】	関として確立し「子育て支援ネットワーク会議」の機能強化を図って	
	いきます。	
	○新制度施行に伴い、認定こども園等の会議への参画を図ります。	



■ 地域における子どもの居場所づくり

現況把握

3

- ◇本町では、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりを進めてきました。
- ◇核家族化や共働き世帯の増加など就労形態の変化による保育需要は就学前の児童に限られた ことではなく、小学校就学児童の放課後対策へのニーズも高く、放課後児童クラブの登録児 童数が増加傾向にあります。利用児童の需要に対応するため、放課後児童クラブの専用施設 整備を検討していく必要があります。
- ◇放課後子ども教室については、保護者や学校・地域との連携を図り、理解と協力を得ながら 運営していくことが重要となっています。

施策の方向

- 〇共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての 就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放 課後健全育成事業」と「放課後子ども教室」が一体的あるいは連携した事業として実施でき る施設・体制づくりを検討していきます。
- ONPO法人等や地域との協働により、充実した放課後子どもプランの推進を図ります。
- 〇放課後児童クラブは、放課後子ども教室と連携を強め、専用施設の整備を検討し、小学校全 学年の受け入れ定員の拡大を目指します。
- 〇子どもたちが安心して遊べる場、集まる場、交流できる場の充実に努め、地域で活動することの楽しさを体感できる機会を充実します。



具体的な取り組み

(1) 放課後子ども総合プランの推進

事業名	事業概要	担当課等
放課後子どもプラン 事業 【継続】	 ○総合的な放課後児童対策として、「阿見町放課後子どもプラン」に位置づけている子どもプラン事業を実施するために教育委員会と保健福祉部局が連携して、放課後等の安全・安心な子どもの居場所づくりと就労家庭の子育て支援を推進します。 ○年2回運営委員会を開催し、教育委員会と保健福祉部局が連携を図りながら事業の検証とプランの推進方策を検討していきます。 	児童館

■実施に向けた取り組み

- 現在本町では、すべての放課後児童クラブにおいて、放課後子ども教室と一体的に実施することを目指しています。
- ・連携型(阿見小・本郷小学校区)の実施体制の場合は、放課後児童クラブ支援員と放課後子ども教室教育活動推進員によりプログラム終了後に安全に児童が移動できるよう連携を図ります。
- 教育委員会と保健福祉部局が連携して各学校関係者との協議をすることにより、「放課後子ども総合プラン」 の必要性、意義等について説明を行い、連携方策について理解を促します。
- 運営委員会等において、余裕教室などの活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表します。
- ・保護者のニーズなど地域の実情を勘案し、放課後児童クラブや放課後子ども教室の開所時間や実施場所等の 検討を行います。
- ・共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携 し、プログラムの内容や実施日等を検討するための小学校ごとの定期的な打ち合わせの場を設けます。
- 放課後子ども総合プランなど放課後活動の実施にあたって、教育委員会(学校現場)及び保健福祉部局において実施体制や責任体制を協議し文書化するなどして明確化していきます。
- 開所時間延長支援事業において、引き続き、すべての放課後児童クラブで実施していきます。

	〇小学校に就学している児童でその保護者が労働等により昼間家庭に	
	いない児童を対象に、授業の終了後に学校施設や児童館、専用施設を	
放課後児童健全育成	活用し、適切な遊び及び生活の場を提供しています。	
事業(放課後児童クラ	〇放課後児童クラブは、小学校区単位で実施しています。	児童館
ブ事業)	○「阿見町放課後子どもプラン」に定められた総合的な放課後対策事業	冗里的
【継続】	の一環として放課後児童クラブを実施しています。 また、小学校 6 年	
	生までの受入れ定員の拡大を視野に入れた事業の推進計画等を策定	
	し、その計画等のもとに実施していきます。	
	〇「阿見町放課後子どもプラン」に位置づけられる、放課後子ども教室	
	を平成 22 年度から実施しています。 平日の週 1 日、体育館や校庭等	
 対部後マジナ教会専業	の学校施設を利用して、授業終了後に、自由遊びやスポーツ、学習、	
放課後子ども教室事業【継続】	創作体験活動等を実施しています。	児童館
	○児童・保護者・地域の住民に対してホームページや広報誌等で事業の	
	周知、PR に努めます。また、事業内容を充実させるため、教育活動	
	推進員の確保に努めます。	

(2) 多様な体験活動の充実

事業名	事業概要	担当課等
	〇地域の中で子ども達が、自由に出入りできる「安全な居場所」として	
	広く開放し、子どもたちの自発的な活動を尊重しながら、健全な遊び	
	の提供や遊びのきっかけづくりの援助、また、親子への子育て支援や	
	母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図ります。	
児童館事業【継続】	○特別支援学校生児童クラブを総合保健福祉会館内で週2回実施して	児童館
	います。	
	○学校区児童館の老朽化対策にあたっては、児童館としての機能及び近	
	接する地域子育て支援センターの機能を持つ複合施設として,整備計	
	画を検討していきます。	
	○学校(小学校)外活動をとおして、隠れた自分を見つけるとともに、	
少年少女チャレンジ	友達づくりや思いやりの心を育みます。	生涯学習課
教室【継続】	〇各公民館及び各ふれあいセンターで事業内容を検討し、子どもたちが	工准于自体
	より興味をを示すような事業を実施します。	
	○球技大会、野外活動、バドミントン大会等を計画し、地域の融和と連帯	
子ども会育成事業	感を育み、心身ともにたくましい子どもを育成する活動を行います。	生涯学習課
【継続】	○年々少子化傾向により、参加人数が減少していますが、事業計画に基	土涯子白味
	づき継続的に実施をします。	
	〇保育所児童と地域の高齢者や小学生などがさまざまな行事等を通じ	
保育所地域活動事業	て交流を図ります。	保育所
【継続】	〇引き続き、地域の高齢者グループ、小学校などと連携して継続してい	ᆙᆑᄞ
	きます。	



4 子育てに対する経済的支援

現況把握

- ◇妊娠・出産から、日々の子どもの成長を見守ることで子どもを持つこの上ない喜びを感じている反面、子育て世帯、保護者はその子どもたちが社会人として自立するまでの経済的負担に対する不安が大きくなっています。
- ◇本町では、児童手当の支給をはじめ、保育所(園)における保育料の軽減、幼稚園就園や小中学校就学にあたっての援助、医療費の一部助成などを実施しています。
- ◇今後も、厳しい財政状況の中において、安心して子どもを産み育てることができる環境づく りに向けた経済的支援を、いかに効果的に実施できるかが課題です。

施策の方向

〇子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、各種制度により手当の支給やかかる費用の一 部助成を行います。

事業名	事業概要	担当課等
要保護及び準要保護 児童生徒就学援助事 業 【継続】	○経済的な理由により、小学校または中学校への就学が困難な児童生徒の 保護者に対して、学用品費、給食費、医療費等必要な援助をします。○申請に基づく制度のため、申請漏れ等が無いよう制度の周知を図り、 援助を必要としている保護者を支援します。	学校教育課
私立幼稚園就園奨励 費補助事業 【継続】	○私立幼稚園に通園する園児の保護者の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興を図るため、世帯の所得に応じて補助金を交付します。○国庫補助に合せて町単独補助を上乗せして交付します。○子ども・子育て支援新制度に移行する認定こども園に対し、的確に対処していきます。	学校教育課
養育医療給付事業	○1歳未満の入院治療を必要とする未熟児に対して、その治療に要する 医療費を公費により負担します。	健康づくり課
好産婦医療福祉費助 成事業 【継続】	○妊娠の届出月から出産月の翌月までの期間、所得が基準以下の妊産婦に対し、医療費の一部を助成します。○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や窓口での案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。	国保年金課
小児医療福祉費助成 事業 【継続】	○○歳から中学生に対し、医療費の一部を助成します。 ○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や窓口での 案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。	国保年金課

基本目標2 人権、いのち、健康を守る

1 母子の健康と安全の確保

現況把握

- ◇妊娠・出産期においては、妊婦は定期健診をしっかり受け体調管理に努めるとともに、夫婦、 家族は出産育児の知識や技術を身につけ、父親・母親になるという意識を持つことが重要です。
- ◇様々な状況のもと不安定さを抱えながら妊娠期を過ごしている妊婦は増加傾向にあるとと もに、健康管理が不十分な妊婦もみられ、支援が必要となっています。
- ◇本町では、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、育児相談など出産前からの母子の健康管理や相談指導事業をはじめとする様々な母子保健事業を実施しており、状況に応じて相談・指導体制の工夫や母子保健事業の改善、拡大を行っています。
- ◇健診未受診者には、虐待の可能性も含めて支援が必要な場合が多いため、未受診者の状況把 握が大きな課題となっています。
- ◇ニーズ調査では、平成21年調査に比べて、子育てに関して日頃悩んでいること、または気になることとして、「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」をあげる人の割合が多くなっています。
- ◇子どもは、急な体調の変化や突然のけがなど、救急の対応が必要な場合が多く起こります。 これに対応するため、休日や夜間の救急医療の整備及び充実が必要になります。

施策の方向

- ○妊娠届出時の相談面接に重点を置き、妊婦健診や両親教室等に関する情報や妊娠中の正し い知識の普及を行っていきます。
- ○個別に支援が必要な妊婦については、医療機関等と連携し、安心して出産育児ができるよう支援に努めます。
- 〇子どもの発達に応じた母子保健事業を推進するとともに、未受診者については、受診の推 奨や未受診理由の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。
- ○きめ細かな対応により、親の育児不安の軽減や育児による孤立化を防止します。
- 〇発達に様々な不安を持つ子どもや保護者に対し、教室や相談を実施し、保護者の心の安定 と子どもの発達を促す支援を行います。
- ○母子保健、医療、教育、福祉分野の連携と相談体制の充実を図ります。
- ○乳幼児期からの正しい食事の取り方や安全・安心な食生活、望ましい食習慣の定着を図る ため、食に関する学習の機会の場や情報の提供に取り組みます。
- ○地域の医療機関と連携しながら、子どもへの医療サービス体制の整備・充実を図ります。

具体的な取り組み

(1) 妊婦等に対する保健・医療の充実

事業名	事業概要	担当課等
妊婦健康診査事業 【継続】	〇妊娠中に、14回分の健康診査受診券を発行し、安全な妊娠・出産の体制を確保します。	健康づくり課
マタニティクラス事業【継続】	○安全・快適な妊娠期間を過ごすためや子を養育するための助言を行うのと同時に、仲間づくりの機会として場の提供、今後の子育て支援サービスの周知など情報提供を実施(年間3クール実施)します。○参加者同士の仲間づくりの支援を行うなど要望に沿ったサービスの提供に努めます。	健康づくり課

(2) 乳幼児の成長・発達支援

事業名	事業概要	担当課等
乳幼児健康診査事業 【継続】	○子どもの健康な発育のために、4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・2歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査を実施します。また、医療機関健診として1歳未満児に受診券を発行します。 ○未受診者については、児童福祉課と連携し、早期に状況把握を行うともに併せて受診勧奨を行います。	健康づくり課
新生児訪問・こんにちは 赤ちゃん訪問事業 【継続】	○新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を行い、子どもの発育状況・母体の健康状態の確認と養育の方法について助言、指導を行います。 ○特定妊婦については、妊娠中から支援を開始し、出産後なるべく早期に訪問指導を行い虐待予防に努めます。	健康づくり課
乳幼児訪問事業【継続】	○乳幼児健康診査未受診者の健康状態、養育状況の確認を行います。また、経過観察が必要な場合や訪問希望者についても、必要に応じて助言、指導を行います。○乳幼児健診未受診者の状況確認については、児童福祉課と連携し全数の把握に努めます。	健康づくり課
健診事後相談事業【継続】	○健康診査等で発育・発達の遅れなどにより支援が必要な親子に対し、 相談事業を実施します。○児童福祉課(保育所・地域子育て支援センター等)・幼稚園等と連携 し、相談事業を実施します。	健康づくり課
離乳食教室 【継続】	〇離乳食について、講義・実習・試食を通して情報提供を行います。また、望ましい食習慣の習得を支援します。	健康づくり課
栄養教諭配置事業 【継続】	○栄養教諭を配置し、望ましい食習慣の形成と食の自己管理能力を育みます。○栄養教諭を中心に学校教育活動全体で行います。朝食摂取率 100%を目指し、豊かな心を育てる給食時間の工夫を行っていきます○学校農園の支援や出前授業、体験学習の充実を図ります。○食に関する指導目標を生かした全体計画の見直しを行っていきます。	指導室

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	事業概要	担当課等
こども健康相談【継続】	○乳児の生活全般にわたり、養育方法の指導・相談を行い、子育て支援 を行います。	健康づくり課
稲敷地域小児救急 医療輪番制 【継続】	○平日夜間及び日曜日における小児の救急医療確保のため、東京医科大学茨城医療センター、龍ケ崎済生会病院、つくばセントラル病院、牛 久愛和総合病院による輪番制を実施します。	健康づくり課
保育所、小・中学校へ の給食訪問事業(食に 関する指導)【継続】	○給食センターと保育所、小・中学校等の連携を図り、児童生徒への正しい食事のあり方や望ましい食習慣についての指導を実施します。	給食センター



2 児童虐待防止対策の充実

現況把握

- ◇児童虐待が生じる背景には、保護者の育児に対する不安や負担感、保護者自身の日常生活におけるストレス、地域における家庭の孤立化からくる子育て機能の低下が複雑に関与しています。
- ◇本町では、子どもの虐待を防止し、健全な心身の成長を育むため、児童虐待の予防から早期発見・早期対応など総合的な支援を図れるよう地域の関係機関や団体の代表者などで構成する要保護児童対策地域協議会を中心に関係機関等との連携により、地域全体が一体となって、児童虐待の防止に努めています。
- ◇親子を地域から孤立させないよう、地域の見守りに加え、交流や相談できる場の充実が一層 求められています。

施策の方向

- 〇要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関と連携した虐待の早期発見・予防に努めます。
- 〇地域の見守りによる発生予防や早期発見についても積極的に働きかけていきます。
- ○養育支援の必要な子ども、保護者、妊産婦についても、各機関の機能に応じた役割分担を行い連携して、有効な支援を積極的に図っていきます。

事業名	事業概要	担当課等
要保護児童対策事業(児童虐待対策事業)【継続】	 ○関係機関、団体等の代表者で構成する要保護児童対策地域協議会、及びケース検討会議を活用し、連携を図りながら必要に応じて保護や指導支援を実施します。 ○要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関との情報を共有し、適切な連携体制を図っていきます。 ○児童虐待や育児放棄などの身近な相談窓口となる役場内担当部署の体制強化を図っていきます。 ○実務者会議の設置を検討していきます。 	児童福祉課

3 障害児施策の充実

現況把握

- ◇すべての子育て家庭が、穏やかで安定した暮らしの中で子育てしていくことが可能となるよう社会的な支援体制を充実する必要があります。
- ◇本町では「障害者基本計画・障害福祉計画―あみ・あい・ぷらんー」に基づき、乳幼児健康 診査と保健指導などでの障害の早期発見、早期療育支援に努めるとともに、小中学校におけ る特別支援教育を推進するため、特別支援教育支援員を配置しサポートを行うなど、障害児 施策を展開しています。
- ◇障害や発達に特別な支援が必要な子どもが、身近な地域で安心した生活を送るためには、一人ひとりの多様なニーズに応じた支援体制が必要となります。

施策の方向

- ○社会参加と自立を促進するため、発達段階や障害の程度に応じた療育・教育環境を確保します。
- ○関係機関との連携により早期発見、早期療育に取り組みます。
- ○障害児を持つ保護者や家庭の負担の軽減を図ります。
- 〇学校や関係機関が連携を取りながら、相談体制やケアマネジメントによるサービス提供や情報提供の充実を図ります。

事業名	事業概要	担当課等
	〇障害を持つ児童、あるいは心身に発育遅滞をもよおす心配のある児童	
障害児保育事業 【継続】	の保育所での受け入れを実施します。	児童福祉課
	○全公立保育所で実施します。私立保育園での受入れも推進していきます。	
	○就学前の障害児に対する日常生活における基本的な動作の指導、集団	
障害児療育事業	生活への適応訓練など、保護者への相談支援等も行います。	の 全事 なった 計画
【継続】	○県立医療大学との連携により障害児に適切なサービスを提供すると	障害福祉課
	ともに保護者への助言等を行っていきます。	
	○児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所、日中一時支援事業	
短がせ、ビス会は東光	などの福祉サービスを提供します。	
福祉サービス給付事業	〇障害者(児)で福祉サービスを利用しているすべての対象者にサービ	障害福祉課
	ス等利用計画の作成をし障害者等のニーズに合ったサービスを支給	
	するとともに、地域社会で生活できる居場所の確保に努めます。	

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	事業概要	担当課等
	○身体障害手帳の1・2級及び3級の内部障害の交付を受けている方、	
	療育手帳の判定A以上の交付を受けている方、療育手帳の判定B及び	
重度心身障害者医療	身体障害者手帳の3級の両方の交付を受けている方、障害基礎年金1	
福祉費助成事業	級に該当する方で所得が基準以下の方に対し、医療費の一部を助成し	国保年金課
【継続】	ます。	
	○見やすく、わかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や窓口での	
	案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。	
	〇各学校において、学校での生活について支援が必要な児童生徒に対し	
	て支援を行います。	
	〇担任が授業を行う際に、生活補助が必要な児童生徒に寄り添い、支援	
特別支援教育支援員	を行います。	
配置事業	〇学校生活の支援をしなければならない児童生徒が増える傾向にある	指導室
【継続】	ため、支援員の増員を検討していきます。	
	○今後も各校を訪問して、支援員と面談したり活動日記を確認したりす	
	ることで、支援が必要な児童生徒に十分な支援ができているか確認、	
	指導していきます。	
 特別支援学校との	〇美浦特別支援学校やつくば特別支援学校、霞ヶ浦聾学校と、町の小中	
交流事業	学校と行事などを通して交流をもち、友好を図ります。	指導室
【継続】	○学校間交流の回数を増やし、継続していきます。	16会主
L mechou Z	〇交流内容を充実させ、特別支援教育の推進を図ります。	
	〇小学校に入学する幼児、阿見町の小中学校に通う児童生徒に対して、適	
教育支援委員会	切な教育が行われるよう、有識者を交えて判断する会議を開きます。	指導室
【継続】	〇実態をより正確に把握し、委員会の充実に努めます。	16会主
	〇保育所・幼稚園への訪問回数を増やし、連携を図ります。	
	〇福祉サービス、手当などに関しての周知活動を実施します。	
	〇障害の理解などについて啓発活動を実施します。	
広報啓発•活動	〇ホームページや広報あみによる周知活動を継続するとともに、障害者	障害福祉課
【継続】	世帯に福祉サービス・手当等に関するリーフレット等を配布します。	1)半古蚀试体
	〇障害者週間に関する活動の充実、広報あみを利用した啓発活動、作品	
	発表の場を作るなど啓発活動を行います。	

4 ひとり親家庭等の自立支援の推進

現況把握

- ◇近年、離婚の増加等により母子家庭や父子家庭等のひとり親家庭が増加傾向にあります。特に母子家庭については、子育てをする上で経済的に不安定な状態であり、身近に相談相手がいないなど、家庭生活においても多くの問題を抱えている場合があります。
- ◇本町では、現在、母子家庭や父子家庭の子どもの健全な育成を図るため、それぞれに必要な支援情報の提供や、自立・就業の支援に主眼を置いた、経済的支援を中心に行っていますが、 地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、相談体制の確立を含めた総合的な対策を適切に 実施していくことが必要です。

施策の方向

- ○自立に向けた支援や相談体制の充実を図ります。
- ○親子の暮らしの安定を支援するため、経済的な援助制度の普及に努めます。

事業名	事業概要	担当課等
	○配偶者のいない家庭及び父又は母が障害者で医療福祉費助成制度を	
ひとり親家庭医療	受けており、かつ、労働能力を失っている家庭などで、所得が基準以	
福祉費助成事業	下の方に対して、医療費の一部を助成します。	国保年金課
【継続】	〇見やすくわかりやすい広報誌・ホームページ等への掲載や、窓口での	
	案内、関係各課との連携により、制度の周知・啓発に努めます。	
ひとり親家庭への 〇母子、寡婦、父子家庭等への各種支援事業について、パンフレット、		
支援情報の提供活動 広報媒体を利用して周知します。		児童福祉課
【継続】	〇周知方法を検討し積極的な情報提供をしていきます。	

基本目標3 子どもの豊かな育ちを支える

1 次代の親の育成

現況把握

- ◇子育ての基本は家庭にあります。子どもたちが自立心に富み、自らの行動に責任をもって社会生活を送るためには、家庭での教育が果たす役割は重要です。しかし、子育て家庭を取り巻く環境は、核家族化、近所付き合いの希薄化が進む中で、具体的な育児方法の伝達や子育ての悩みが共有されにくい状況となっています。
- ◇家庭における教育力を高めるとともに、周囲のつながりや協力を得ながら子どもの成長を支援する地域の教育力の向上が求められています。
- ◇本町では、福祉、保健、教育などさまざまな分野の関係機関が講座や事業を通じて、家庭に おける教育の必要性、重要性について、理解を深めるための学習の機会を提供しています。
- ◇今後も、子育ての基本は家庭にあることを十分踏まえ、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習会や情報提供を行い、家庭における教育力と地域の教育力の向上を図る必要があります。

施策の方向

- 〇子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習や情報提供に努めます。
- 〇地域の教育力の向上を図るため、学校と地域の交流拡大、地域の人材の発掘と活用に努めます。
- 〇子どもの学習に取り組む意欲を育みます。

事業名	事業概要	担当課等
	〇よりよい人間関係を築く力、社会に参画する態度や自治的能力の育成	
ボランティア体験	及び道徳的実践力を育成します。	
推進事業	〇小中学校が連携して、地区別に夏休みにゴミ拾いや、朝のあいさつ運	指導室
【継続】	動を行います。	
	〇発達段階に応じた内容を工夫していきます。	
 職場体験推進事業	〇夏休みに、各中学校の2年生が、2~5日間自分の希望する職場で働	
1,7,5,1,1,5,1,2,2,2,5,1,1	き、キャリア教育の推進を図っています。	指導室
【継続】	〇保護者や地域と連携した、キャリア教育体制の確立を図ります。	
	〇小・中学校において新入生を持つ保護者を対象に子育てや家庭教育に関	
	する専門家等の意見を聞いたり、保護者同士の情報交換の機会を設け、	
家庭教育座談会事業	家庭や学校、地域のネットワークづくりと家庭教育力の向上を図ります。	 生涯学習課
【継続】	〇すべての保護者を対象とした事業の推進、参加者の拡大を図っていきます。	土圧于白味
	○家庭教育力の底上げを図るため、保護者のニーズを取り入れた効果的	
	な事業の推進を図ります。	

2 子どもの「生きる力」の育成に向けた教育環境の整備

現況把握

- ◇情報技術の急速な進展や価値観の多様化、少子化や核家族化の進行により、従来、子どもが地域や家庭での生活体験から得られた倫理観や規範意識が醸成されにくい状況となっています。
- ◇幼児期の教育から義務教育へのスムーズな移行が求められています。
- ◇子どもの一人ひとりの個性と能力を伸ばし、豊かな人間性を培う教育を実現することが望まれています。
- ◇いじめや不登校、少年少女による凶悪犯罪の発生などが社会問題化してきており、改めて子どもとの 関わり方が問い直されています。

施策の方向

- ○国際化・情報化などの急激な社会の変化にも主体的に対応できる力を身につけた児童生徒の 育成を図ります。
- 〇幼児期の教育から義務教育への円滑な移行を図るため、幼稚園・保育所(園)・認定こども園、 小学校、家庭及び関係機関相互の連携や全体のネットワークを強化します。
- 〇いじめや不登校などに対する子どもからの相談に適切に対応できる相談体制の充実を図ります。また、各校に配置された相談員の横断的連携の強化や関係機関等との連携による相談・ 支援体制の充実を図ります。
- 〇行政関係機関、PTA等の地域住民の連携、協力により、子どもにとっての良好な環境づく りを目指します。



具体的な取り組み

(1) 学校教育の充実

事業名	事業概要	担当課等	
教育推進委員会設置 事業 【継続】	○校長、教頭の代表と各学校の研究主任により、町の教育についての教育の推進を行います。○中学校区ごとに学習の決まりやルールについて共通理解を行い、冊子にまとめることで、小中学校の連携を図りました。○生活の決まりについても共通理解し、冊子にまとめていきます。	指導室	
学力向上研修会設置 事業【継続】	○皇帝の決まりについても共通理解し、同事によこめているよう。 ○県の委託事業の一環で学力向上を目的とし、町独自の研修会を開いて 授業力の向上を図っています。 ○実態を把握し、改善しながら継続的に取り組んでいきます。	指導室	
教科指導員設置事業 【継続】	○町内の教員の中から教科領域の専門性に優れた教員に委嘱し、町の教育の推進を行います。○効果的な指導ができるように、助言していきます。	指導室	
TT(チームティーチング)配置事業 【継続】	○個に応じた指導を行うために、加配教員がつかない小規模校(実穀小・ 吉原小・君原小・阿見第二小) に配置しています。 ○今後も効果的な活用が図られるように指導していきます。	指導室	
みんなにすすめたい 一冊の本推進事業 【継続】	〇県の事業を受け、小学校4年生から中学生まで継続して読書活動を一層活性化させ、国語力を向上させ心の教育の充実を図ります。 〇小学校では1年間に50冊以上、中学校では、1年間で30冊以上を目指し取り組んでいます。	指導室	
いばらき教育の日推 進事業 【継続】	○県の事業を受け、11月の第一土曜日を「町教育の日」と位置付け、 町独自の取り組みを行っています。具体的には、各学校のアイディア で学校を公開し、学校の理解を深めてもらいます。 ○各学校で、講演会や3世代が集まる催し物、授業公開を行います。 ○保護者や地域住民が学校への理解が深まるように、工夫を考えていき ます。	指導室	
学校評議員制度の推進 【継続】	○学校経営についての貴重な意見をもらうことができているので、学校 関係者評価の1つになっています。○学校の様子を見てもらう為に、評議員会議だけでなく授業参観日や行 事などへも参加いただき、開かれた学校づくりに努めます。	指導室	
学びのひろば 【継続】	〇夏休みを利用して、小学校4・5年生に四則計算(たし算・引き算・かけ算・わり算)などの知識・技能の定着を図ります。 〇対象学年の拡大を図ります。	指導室	

(2)子どもの健全育成と権利尊重の促進

事業名	事業概要	担当課等	
人権教育推進事業【継続】	○人権教育を学校教育の基盤に置き、人権尊重、男女共同参画の精神を養います。小学校においては、道徳を中心に、思いやりの心や一人一人を大切にする心や協力することの大切さを学んでいます。中学校においては、歴史の中で、不平等であった時代や差別のあった時代を学び、その時代の中で、懸命に生きている人の姿を学んでいます。そのほか、各教科、領域において人権尊重、男女共同参画の精神に配慮した取り組みを行います。 ○豊かな人格形成の場として、各学校の特色や実態及び課題に即した人権教育の推進に努めます。	指導室	
教育相談センター 運営事業 【継続】	○不登校に陥っている児童生徒に適応指導の場を設け、集団活動を通して、自立心や適応力を養い、学校生活への復帰援助とともに一人で生きていける力を養います。○不登校児童生徒の増加傾向が見られるため、継続して実施するとともに相談体制の強化を図ります。○各学校で早期発見、早期対応ができるように、教育相談センターとの連携に努めていきます。	学校教育課 指導室	
スクールカウンセラ 一配置事業 【継続】	○児童生徒や保護者や教員の悩み事等についての相談を実施します。現在、全中学校にカウンセラーを配置しています。○悩みを持つ児童生徒に対して、カウンセリングを行い、不登校や悩みを解消し、楽しい学校生活が送れるように支援をしています。○カウンセリングを通して、不安を解消し、不登校児童生徒を少なくしていきます。	指導室	
薬物乱用防止教室推 進事業 【継続】	○各学校において、喫煙やシンナー吸引、薬物依存の恐ろしさについて、薬物乱用防止指導員からの講話等を実施します。○喫煙や薬物の恐ろしさについての講話等を実施し、思春期の心と体づくりを支援します。	指導室	
携帯電話の使い方指 〇通信事業者やメディア教育指導員の指導のもとに携帯電話の使い方 導等 などの学習をします。 【継続】 〇発達段階や時代の流れに応じた指導の工夫に努めます。		指導室	

基本目標4 安心して子育てができる生活環境を確保する

■ 仕事と子育ての両立を支援する環境の整備

現況把握

1

- ◇少子化の進行が著しく、あわせて子育てに対する負担感が増す中においては、これまで仕事優先であった働き方を見直し、男女がともにバランスよく健全な家庭生活を築いていくことが重要です。
- ◇男女共同参画社会の構築に向けての自治体の取り組みや、企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた制度の導入など、時代の流れの中でさまざまな対応がなされてきています。しかし、社会の中で男女それぞれが果たしてきた役割に対する意識や、社会経済が低迷する中での雇用する側、雇用される側における意識を変えることは一朝一夕には進まないのが現状です。
- ◇仕事と子育ての両立支援に対する声も大きくなりつつあるため、経営者のワーク・ライフ・バランスへの認識を高めながら、子育て家庭が制度を活用しやすい職場環境づくりの支援が必要です
- ◇今後も女性が結婚や出産、子育てに夢と希望を感じられるようにするためには、家庭・地域・職場などあらゆる場面で男女がともに参加する子育ての推進が必要となっています。

施策の方向

- 〇子育てと仕事が両立できるような職場環境づくりを促進します。
- 〇出産、子育てのために退職した女性の再就職の支援に努めます。
- 〇各種セミナーの開催、啓発資料の配布、子育てについて男女で学ぶ機会の提供により、男女 が家庭における責任をともに担うことの意識を促します。
- ○父親も子育て、家事に参加しやすい環境づくりに努めます。

事業名	事業概要	担当課等	
	〇阿見町男女共同参画基本条例のもと、男女が性別による差別、固定的 性別役割分担を無くし、男女がともに責任を担い、一人ひとりが個性		
男女共同参画推進事業	や能力を発揮できる多様な生き方を選択できる、男女共同参画社会の	m = 1/4 + 1/	
【新規】	実現に向け取り組みます。	町民活動推進課	
	○男女共同参画センターを中心に町民と行政が協働により男女共同参画社		
	会の啓発に取り組むとともに、市民活動団体の育成を図っていきます。		

2 安全・安心な生活環境づくり

現況把握

- ◇道路や公園、交通機関、公共的施設など、子どもや子ども連れの家族、障害のある子どもた ちをはじめ、だれもが安心して、快適に外出できる環境づくりが求められています。
- ◇少子化の時代にあって、都市施設の整備ばかりでなく、まちづくり全般において子どもの視点、子育て家庭の視点での取り組みがされ、さらには、町全体が子育てを応援する気風の醸成が求められています。

施策の方向

- ○子どもや子育て家庭にやさしい道路の整備に努めます。
- 〇子どもや子どもとの外出にも安心して利用できる公共交通機関の充実に努めます。

具体的な取り組み

(1)交通安全の推進

事業名	事業概要	担当課等
街頭キャンペーン事業【継続】	○交通安全運動期間にあわせて、町内主要交差点等においてチラシ等を配布し交通事故防止を呼びかけています。○国・県の交通安全運動期間に合わせて実施します。○キャンペーンを通じて交通事故防止を呼びかけ、意識啓発を図ります。	交通防災課
情報提供事業【継続・新規】	○広報媒体を利用して、交通安全の意識啓発を行います。 ○広報、ホームページを通じて引き続き交通安全の意識啓発を行います。 ○町メール配信サービスや防災行政無線を活用して、交通安全情報を提供します。	交通防災課
小中学校交通事故防止事業【継続】	○児童生徒が安心して学校へ通学できるよう通学路の安全を確保するとともに、小学生には反射シール、中学生には反射たすきを配布し、交通事故防止を図ります。 ○団体・企業の寄付により、児童用帽子と防犯ブザーを配布しています。 ○継続して実施するとともに、通学路安全点検を関係各課、関係機関、学校等で実施し、改善を図ります。	学校教育課
夜間立哨指導活動【継続】	○町内主要交差点での、夜間立哨を実施して交通事故防止を呼びかけていきます。○国・県の交通安全運動期間に合わせて実施します。○昼間より夜間の事故が多いため、交通安全運動期間以外でも積極的に指導を行っていきます。	交通防災課

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

事業名	事業概要	担当課等
立译中人 物宗状状束状	○各学校において、安全協会の方を講師として迎え、自転車の安全な乗	
交通安全教室推進事業 【	り方や危険回避能力を養うなどの交通安全教室を実施します。	学校教育課
【	○学年に応じた交通安全教室を実施します。	
幼児二人同乗用自転	〇6歳未満の子どもを2人以上もつ親権者に対して、自転車購入に要す	
車購入助成補助事業	る費用の一部を補助します。	交通防災課
【継続】	○購入助成金制度の継続的な周知を図ります。	
ヘルメット購入補助	〇自転車通学時のヘルメットの着用を義務付けているため、自転車通学	
事業	生徒の保護者にヘルメット購入に要する費用の一部を補助します。	学校教育課
【継続】		

(2)子育てを支援する生活環境づくり

事業名	事業概要	担当課等		
都市計画道路の整備 事業 【継続】	○都市計画道路の整備をします。 ○町中心部の既成市街地と荒川沖周辺の新市街地を連結する道路は、歩 道が未整備であり、歩行者の安全が確保されていないため、歩行者が 安全で安心して移動することができるように、歩道を併設した都市計 画道路を整備します。			
住区基幹公園整備事業【継続】	○街区公園の整備を実施します。 ○市街化区域に公園数が不足していることから、子どもたちが安心して 遊べる環境が整っていないため、土地区画整理事業地内の公園・緑地 を整備します。	道路公園整備課		
マタニティマークの 普及活動 【継続】	〇母子健康手帳交付の際に、マタニティマークのキーホルダーなど関連 グッズを配布します。	健康づくり課		
赤ちゃんの駅等の推 進活動 【継続】	○乳幼児を抱える保護者が、外出中にオムツ替えや授乳などで立ち寄れる場所の町内での普及と町民へ周知を図ります。○町立施設での対応推進、町内における設置場所の把握、及び町民への周知活動を行います。	児童福祉課 関係各課等		

3 子どもの安心・安全確保

現況把握

- ◇子どもを犯罪などの被害から守り、安全で住み良い地域環境を確保していく必要があります。
- ◇現在、本町では、警察や自治会、関係団体による公的または自主的な防犯パトロールなどの 実施、防犯灯などの防犯設備の整備を進めています。
- ◇今後も地域防犯活動において、事件、事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法など情報 の伝達が重要となります。
- ◇保育所(園)、幼稚園、学校、警察、自治会、自主防犯組織、各家庭などが連携し、必要な情報が隅々まで行き渡る体制を作り上げることが不可欠です。加えて、子どもを対象とした防犯講習の開催を通じて、防犯意識のさらなる醸成を図るとともに、地域での声かけなど自主防犯対策の啓発と日々の実践もより必要です。

施策の方向

- 〇自治会、地域住民、行政、その他関係機関や関係団体などが連携して、地域ぐるみの防犯体制を構築します。
- ○不審者情報など、いち早く関係機関に周知する必要があるものについては、情報の迅速性を 高めます。

事業名	事業概要	担当課等
防犯教室事業	うに指導します。	
情報提供事業		
こども 110 番の家 推進事業 【継続】	○児童生徒の登下校などの安全確保のため店やボランティアの民家に 依頼し、不審者に会ったときなど駆け込める場所づくりをします。 ○家庭、事業所に協力を促し、各中学校区で同じ数だけ確保できるように 努めていきます。	指導室

第6章

計画の推進に向けて



計画の推進に向けて

1. 推進体制の充実

(1) 推進体制の充実

子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、児童福祉課を中心に庁内各部門の連携体制を確保します。また、子どもや子育て支援に関わる保健・医療・福祉、教育分野や所管課のネットワークの構築を進め、地域ぐるみで推進します。

(2) 子ども・子育てをみんなで支える協働体制づくり

本計画の実現に向けては、行政はもちろんのこと、家庭や地域団体、企業等がそれぞれに役割を分担して、連携・協力していくことが大切です。

町民一人ひとりが積極的に子ども・子育て支援に関わりをもつことはもちろん、町外の人でも仕事やボランティアなどで町に関わりのある人を町民としてとらえ、地域社会全体で子どもの健やかな成長を温かく応援する協働体制づくりを推進します。

◎家庭の役割◎

子育ての基本は家庭であるとの基本認識のもとに、子どもをひとりの人格をもった人間と して尊重し、しつけ、子育てを男女が協働して行います。

◎行政の役割◎

子ども・子育て支援について広く町民に知らせるとともに、国や県、地域団体や家庭等と 連携・協力を図りながら、実施主体として計画を推進します。

◎地域の役割◎

子どもの見守りや、様々な子どもや子育て家庭を対象とした事業に積極的に関わりをもち、ボランティア活動、NPO活動などへの参加の拡大を図っていきます。

◎企業等の役割◎

企業等は、仕事と家庭の両立ができるように短時間勤務やフレックスタイム制の導入、育児・介護休業制度の定着、再雇用制度の拡充など雇用環境の整備を図り、家族がともに過ごす生活時間を確保する環境づくりへの取り組みが期待されます。

2. 計画の進行管理

○計画の推進

計画の進捗や点検については、毎年、定期的に計画の進捗状況を把握し、年度ごとの関連事業の進捗状況を踏まえつつ、取り組みを評価していきます。

本計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について適宜把握するとともに、「阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議」において、施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第4章の「教育・保育提供区域における量の見込みと確保の方策」については、年度ごとに量の見込みと確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。

Plan(計画) 阿見町子ども・子育で支援事業計画 Do (実行) 庁内関係各課施・事業等の実施 事務局計画の進捗状況把握、内部評価、取りまとめ人口推計、量の見込みと確保方策の見直し等の検討 阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議点検・評価意見・助言、最終的な事業の方向性の決定 Action(見直し)

また、本計画全体の達成度を測る成果指標として次の項目を定めます。計画の各施策を着実に実行し、この目標の達成に努めます。

○計画全体の評価指標

	指標項目	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 31 年度)	データ
1 待機児童の解消		13 人	0人	児童福祉課
1	171成儿里 471件/11	○教育・保育施設の入所待	機児童を解消します。	(4月1日現在)
2	子育ての環境や 支援への満足度	就学前 37.4% 45.0% 小学生 31.1% 40.0% ○阿見町における子育ての環境や支援に満足している(「満足」と「どちらかといえば満足」の合計)と回答した割合の増加をめざします。		ニーズ調査 (P33 参照)
3	子育てに関する 不安感や負担感 の解消	就学前 42.3% 小学生 38.4% ○子育てに関して不安や負常に不安や負担を感じる」の合計減少をめざします。	ら」、「なんとなく不安	- ニーズ調査 (P32 参照)



3. 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1)教育・保育の一体的な提供の推進

保護者が働いているか否かにかかわらず、O歳から就学前のすべての子どもが教育・保育を一体的に 受けることのできる認定こども園を普及するとの国の方針に従い、新たな教育・保育事業者の参入にあ たっては、認定こども園の整備が進むよう取り組んでいきます。

こうした動向を踏まえ、本町においては、既存施設からの移行については、職員配置や施設・設備要件に関する課題も想定されることから、事業者の意向や施設の状況などを十分に踏まえながら、認定こども関への移行を進めていきます。

(2)施設、事業者等との連携方策

①教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携

教育・保育施設は、地域型保育事業者、地域子ども・子育て支援事業者等と連携し、必要に応じ、保育の提供等に関する支援を行うこととします。地域型保育事業者は、満3歳以降も適切かつ質の高い教育・保育を継続的に利用できるよう、教育・保育施設との連携を図ります。

②保育所(園)、認定こども園、幼稚園、小学校の連携

乳幼児期の発達は連続性を有しており、また、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものとなります。幼児期と学童期における子どもの育ちの連続性を確保するため、子どもの発達の過程や健康状況等を記録した情報を、個人情報であることを十分に留意した上で情報共有できるよう取り組んでいきます。また、保育所(園)、認定こども園、幼稚園と、小学校の交流を行います。

(3) 産前・産後の休業及び育児休業の保育等の利用支援

保護者が保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることが ないよう、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、児 童福祉課や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する 相談支援に努めます。

資料編



1. 計画策定の経過

月日	会議名等	内容
平成 25 年 9 月 20 日	平成 25 年度第1回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	委嘱状交付、次世代育成支援対策行動 計画の実績報告、事業計画について
平成 25 年 11 月 19 日	平成25年度第2回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	事業計画、アンケート調査の検討に ついて
平成 25 年 12 月 18 日	平成25年度第3回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	アンケート調査票について
平成 26 年 1 月	ニーズ調査の実施	
平成 26 年 3 月 24 日	平成 25 年度第 4 回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	アンケート調査結果について
平成 26 年 10 月 27 日	平成 26 年度第1回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	委嘱状交付、提供区域設定、人口推計、 事業量の見込みと確保策について
平成 26 年 12 月 26 日	平成26年度第2回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	人口推計、事業量の見込みと確保 策、事業計画の構成について
平成 27 年 1 月 30 日	平成 26 年度第 3 回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	人口推計、事業量の見込みと確保 策、事業計画(案)について
平成 27 年 2 月 20 日	平成 26 年度第 4 回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	事業計画(案)について
平成 27 年 2 月~3 月	パブリックコメントの実施	
平成 27 年 3 月 25 日	平成 26 年度第 5 回 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議	パブリックコメントの結果報告、事 業計画について

2. 阿見町子どもにやさしい街づくり推進会議設置規則

(設置)

第1条 健やかに子どもを生み育てるための社会環境整備を推進するため, 阿見町子どもにやさしい街づくり 推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し必要な審議をする。
 - (1) 次世代育成支援行動計画の策定及び変更に関すること。
 - (2) 次世代育成支援行動計画の実施に係る評価に関すること。

(組織)

- 第3条 推進会議の委員は、20人以内で組織する。
- 2 委員は、別表に掲げる職等にある者から町長が委嘱又は任命する。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。
- 2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を委嘱又は任命することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員のうち団体等の役職員であることによって委嘱又は任命された委員が当該役職員の職を離れたとき は、委員の職を失うものとする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 推進会議に、会長及び副会長を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は当該会議の議長となる。ただし、 委員の任期の満了後、最初に開催される会議は、町長が招集する。
- 2 会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉部児童福祉課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第8条 推進会議委員には、阿見町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年阿見町条例第58号)の定めるところに従い、報酬及び費用弁償を支給する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。 (中略)

附 則(平成26年3月26日規則第6号) この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 阿見町議会議長
- 2 阿見町議会民生教育常任委員会委員長
- 3 阿見町教育委員会教育委員長
- 4 阿見町民生委員·児童委員協議会会長
- 5 阿見町子ども会育成連合会会長
- 6 阿見町学校長会会長
- 7 阿見町PTA連絡協議会を代表する者
- 8 阿見町区長会を代表する者
- 9 阿見町子どもを守る母の会会長
- 10 町内の主任児童委員を代表する者
- 11 町内の保育所又は保育園を代表する者
- 12 町内の保育所通所乳児・幼児の保護者を代表する者
- 13 町内の幼稚園を代表する者
- 14 町内の幼稚園通園幼児の保護者を代表する者
- 15 町内の児童館母親クラブ会長

3. 委員名簿

No	委員構成	氏名	備考
1 BF	阿見町議会議長	倉持 松雄	~ H26. 3. 31
		柴原 成一	H26. 4. 1~
2	阿見町議会	諏訪原 實	~ H26. 3. 31
2	民生教育常任委員会委員長	難波 千香子	H26. 4. 1~
3	阿見町教育委員会教育委員長	米倉 政実	
4	阿見町民生委員児童委員協議会会長	伊藤 清悦	
5	阿見町子ども会育成連合会会長	倉田 雅之	
6	阿見町学校長会会長	豊島 繁	~ H26. 3. 31
		菅谷 道生	H26. 4. 1~
7	阿見町PTA連絡協議会代表	小林 実	
8 阿身	 阿見町区長会代表	北澤 孝雄	~ H26. 3. 31
	門元町伫衣本心衣	野口 守	H26. 4. 1~
9 阿見	阿見町子どもを守る母の会会長	宮内 正子	~ H26. 3. 31
	阿先町丁ともそうる母の女女女	飯野 久美子	H26. 4. 1~
10 阿	阿見町主任児童委員代表	髙橋 一郎	~ H25. 11. 30
		長塚 和子	H25. 12. 1~
11	町内保育所(園)代表	羽持 正博	あゆみ保育園園長
12	町内保育所保護者代表	大槻 幸子	南平台保育所保護者会
13	町内幼稚園代表	髙藤 絹子	ふたば幼稚園園長
	町内幼稚園保護者代表	 須藤 紀子	ふたば幼稚園PTA会長
14		- A - Company of the R	~ H26. 3. 31
		瀬尾 絵美子	ふたば幼稚園PTA会長 H26.4.1~
15	 町内児童館母親クラブ代表	小林 典子	円 20. 4. 1 · · ·

阿見町子ども・子育て支援事業計画

(平成 27 年 3 月)

発行/茨城県阿見町編集/保健福祉部 児童福祉課 〒300-0392 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目1番1号 TEL 029-888-1111 (代表)